

令和7年度

# 畜産行政の概要



令和7年12月  
鳥取県農林水産部畜産振興局

# 目 次

I	鳥取県の畜産の現状	1
II	令和7年度畜産関係予算の概要	9
1	県及び農林水産部予算の概要	9
2	畜産関係予算の総括	9
3	令和7年度畜産関係当初予算の概要	10
III	令和7年度畜産振興のための事業一覧	12
IV	農畜産業振興機構の畜産業振興事業	14
1	畜産業振興事業の概要	14
2	令和7年度に鳥取県で実施が見込まれる畜産業振興事業の一覧	15
V	地方競馬全国協会の畜産振興補助事業	16
1	畜産振興補助事業の概要	16
2	畜産振興補助事業の現状	16
3	鳥取県で実施している畜産振興補助事業	16
VI	畜産関係のリース事業	17
1	畜産関係リース事業の概要	17
2	各リース事業の内容	19
(1)	畜産整備リース事業	19
(2)	畜産近代化リース事業	21
VII	令和7年度畜産関係融資制度	25
1	用途別に見た制度資金一覧表	25
2	資金の概要	26
3	畜産特別資金一覧表	28
4	家畜疾病経営維持資金一覧表	29
VIII	令和7年度畜産・酪農経営安定対策	30
IX	畜産関係行政機構図及び畜産関係団体	31
1	畜産関係行政機構図	31
2	畜産関係団体一覧	32

参考資料	34
1 農業概要	34
(1) 土地及び耕地	34
(2) 農業の現況	34
(3) 農業産出額と生産農業所得（令和5年）	34
(4) 家畜飼養頭羽数及び畜産物生産量	35
(5) 市町村別飼養頭羽数（令和6年2月1日現在）	35
2 県内農業産出額及び類別構成	36
3 家畜飼養農家数及び飼養頭羽数の推移	37
(1) 肉用牛	37
(2) 乳用牛	37
(3) 豚	38
(4) 鶏	38
4 家畜のせり市場動向	39
(1) 和牛子牛せり市場成績及び県外移出状況	39
(2) 乳子牛せり市場成績及び県外移出状況	40
5 畜産物の流通動向	41
(1) 肉畜の生産出荷状況	41
(2) 食肉の卸売価格の推移	42
(3) 生乳の需給状況及び価格の動向	43
(4) 鶏卵の生産流通及び価格の動向	44

# I 鳥取県の畜産の現状

- 日本の畜産業は昭和30年代以降、人口の増加、所得の向上等による需要増加に支えられ、順調に発展し本県でも畜産農家数及び家畜飼養頭羽数は急激に増加した。しかし、昭和50年代に生乳・豚肉・鶏卵・鶏肉の供給量が需要量を上回ると、次第に計画生産体制へと移行することとなった。
- 本県の家畜飼養頭羽数は酪農では昭和40年代、肉用牛では昭和30年代、養豚・養鶏では昭和60年代をピークに減少している。また、畜産農家戸数については各畜種とも小規模層を中心に減少しているものの、飼養規模の拡大や畜産企業の増加に伴い一戸当たりの飼養頭羽数は増加している。
- 近年の国内の生産基盤強化の動きもあり、鳥取県でも肉用牛や乳用牛、ブロイラーの飼養頭羽数は増加傾向にある。鳥取県の令和5年の農業産出額766億円のうち畜産に係る産出額は315億円（全体に占める割合は約41%）となっており、農業産出額の多くの割合を占めている。

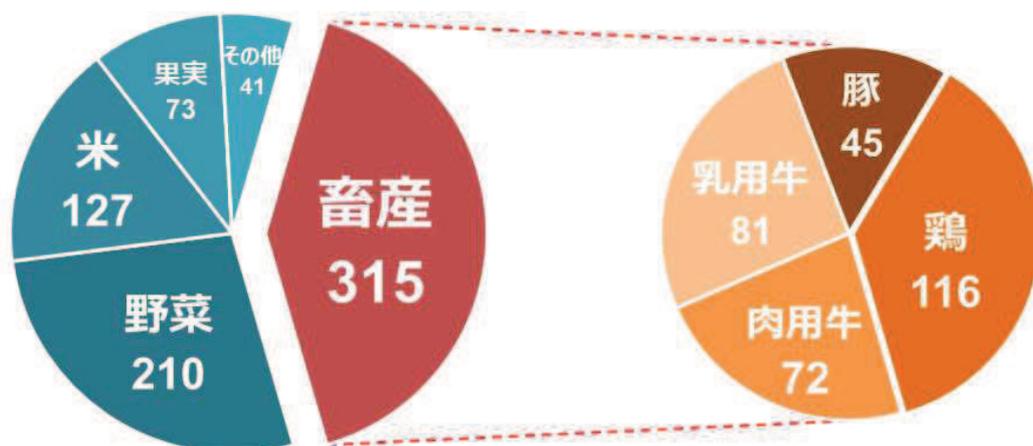
鳥取県の農業産出額の推移

（単位：億円）

区分	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
農業産出額	743	761	764	727	745	766
うち畜産産出額	277	286	290	289	304	315
内						
肉用牛	51	54	54	60	65	72
乳用牛	78	79	81	79	77	81
豚	47	45	46	45	46	45
鶏	101	106	108	104	115	116

◆農業産出額の内訳（令和5年）

（単位：億円）



総産出額(全体) 766億円

畜産 315億円

※統計数値については、集計時に四捨五入等の処理により、合計と内訳の計が一致しないことがあります。

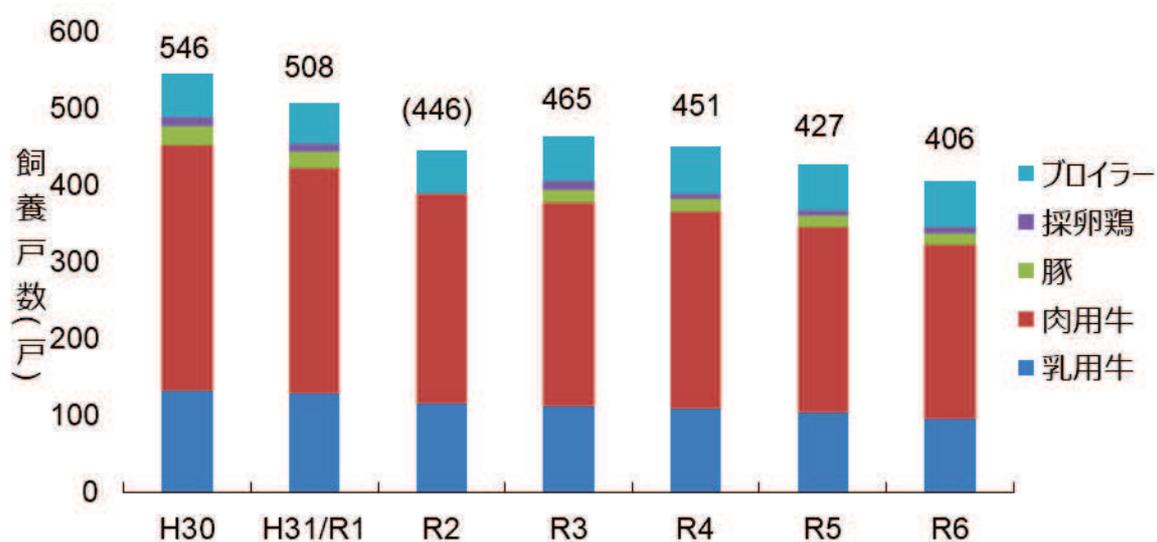
資料：農林水産省統計部「生産農業所得統計」

畜産農家戸数の推移

(戸)

区分	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
乳用牛	132	128	115	112	109	104	96
肉用牛	320	295	274	265	257	241	227
豚	26	21	—	18	16	15	14
採卵鶏	12	11	—	11	8	7	8
ブロイラー	56	53	57	59	61	60	61
<b>合計</b>	<b>546</b>	<b>508</b>	<b>(446)</b> <sup>注</sup>	<b>465</b>	<b>451</b>	<b>427</b>	<b>406</b>

注：R2は『農林業センサス』実施年のため豚及び採卵鶏調査はなし。

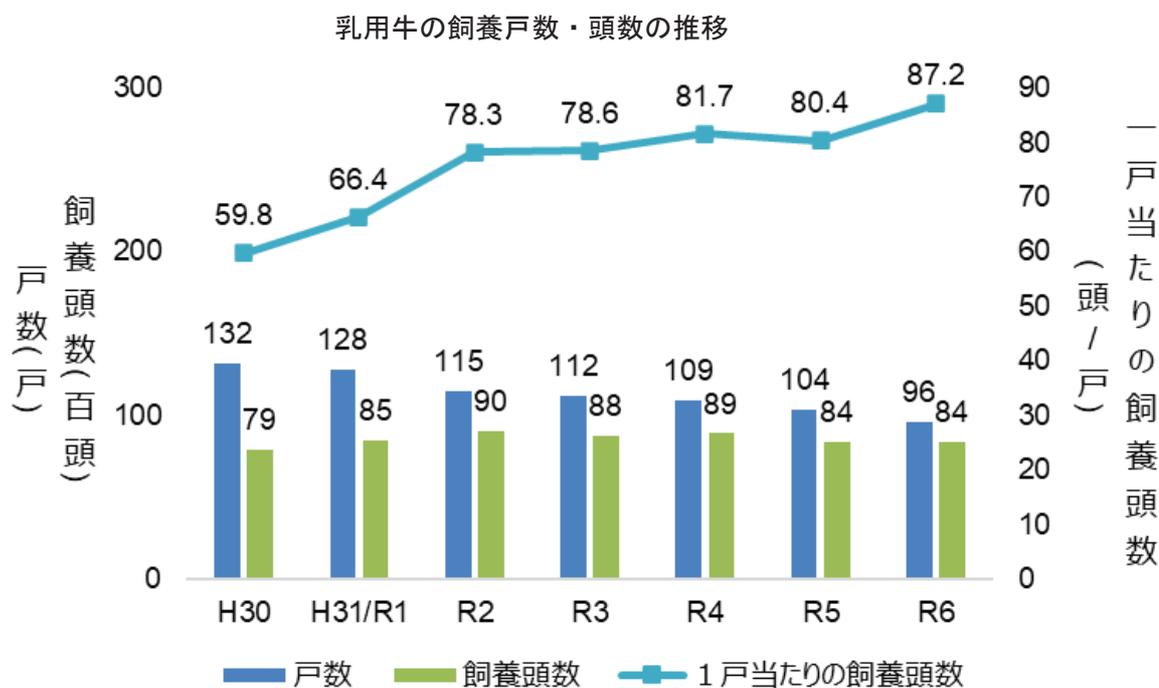


\*ブロイラーについては、平成23年以降は県畜産振興課調べの数値。

資料：農林水産省統計部「畜産統計調査」

## 酪 農

- 総飼養頭数は小規模農家の廃業により平成8年以降緩やかに減少を続け、平成13年から平成18年までは一時増加に転じたものの、その後減少が進んだ。ただ、近年は大規模農場の整備など規模拡大の動きにより増加した時期があり、令和6年の8千4百頭となっている。
- 1戸当たり飼養頭数はゆるやかに増加を続け、平成30年には60頭程度となった。その後も、大規模経営の増加に伴い増加傾向で推移している。
- 生乳生産量は、飼養頭数の増加に伴い令和2年に6万トンを超え、令和5年は飼料価格高騰等や飼養頭数の減により一時的に6万トンを割り込んだものの、令和6年度は再度6万トンを超えている。
- 県内で生産される生乳は、乳業再編等の結果、全国でも珍しい酪農専門農協1農協・1工場体制（市乳）となっており、全量が県内で牛乳や乳製品に加工されたうえで県内外に出荷されている。



資料：農林水産省統計部「畜産統計調査」

### 酪農経営の推移

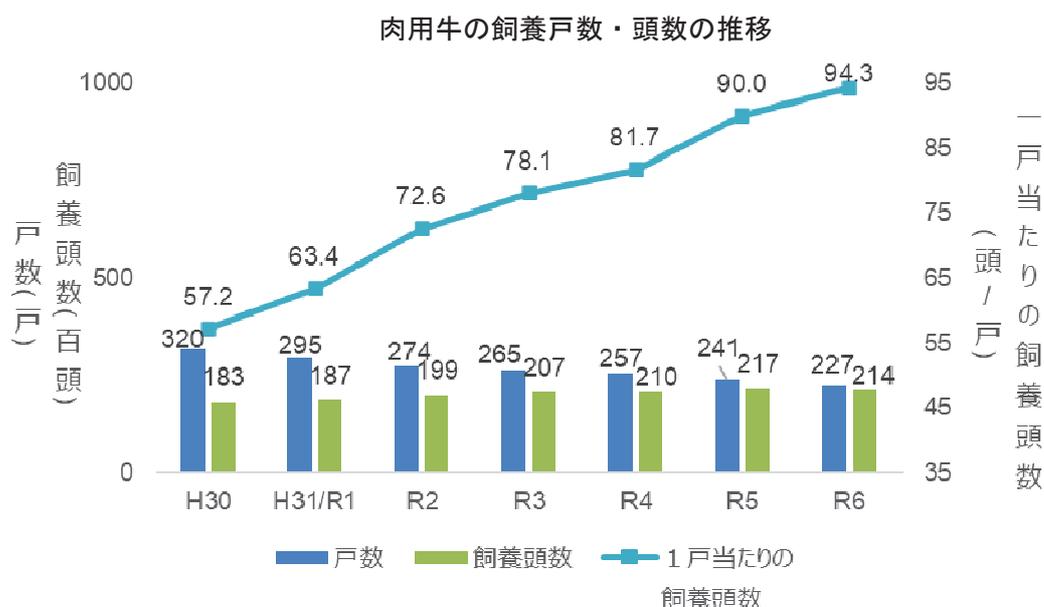
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
乳用牛産出額	(億円)	78	79	81	79	77	81	-
うち生乳	(億円)	65	68	73	70	71	77	-
生乳生産量	(t)	57,121	59,245	61,130	60,706	60,526	59,277	60,420
生乳生産者価格	(円/kg)	104.2	108.1	114.6	114.8	116.1	128.0	133.3

※令和6年の算出額は令和7年11月時点で未公表であるため「—」としている。

資料：農林水産省統計部「牛乳乳製品統計」、畜産振興課調べ

## 肉用牛

- 総飼養頭数は昭和50年以降横ばい状況であったが、平成3年の牛肉輸入自由化後は徐々に減少した。しかし、平成29年以降は和子牛価格、枝肉価格の上昇を受け徐々に増加しており、特に1戸当たりの飼養規模は平成30年の57.2頭から、令和6年の94.3頭と急増している。
- 和子牛の年間出荷頭数は2,798頭で、うち県外へは2,014頭(80.0%)が出荷され、主な出荷先は兵庫県、佐賀県、滋賀県等である。なお、子牛価格は牛肉需要の低迷や飼料価格高騰により全国的に下落傾向であり、本県においても529千円と令和4年以降下落傾向が続いている。
- 県内の成牛と畜頭数は5,118頭であり、県内でと畜される他、兵庫県、大阪府、東京都でと畜されている。
- 全国トップクラスの「白鵬85の3」「百合白清2」を軸に、より優秀な次世代種雄牛の造成や、鳥取和牛のトップブランド化に向けた取組の充実を図っている。



資料：農林水産省統計部「畜産統計調査」

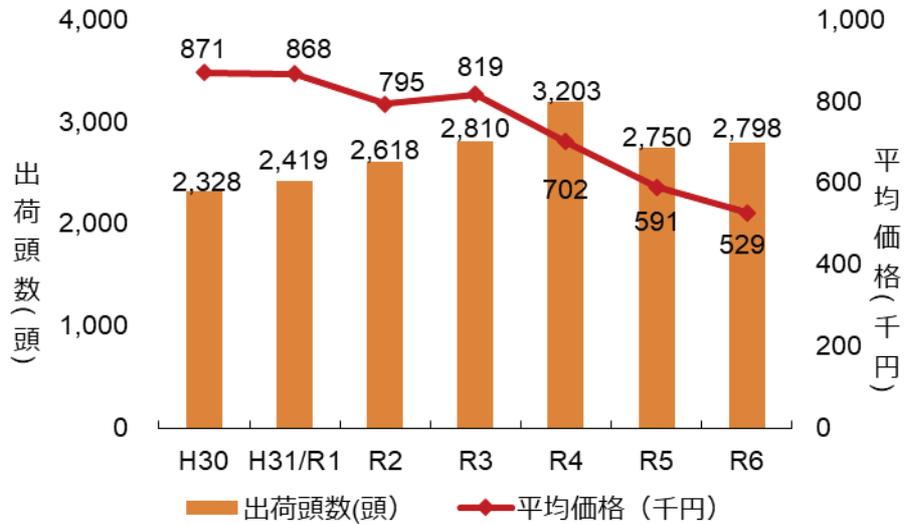
### 肉用牛経営の推移

	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
肉用牛産出額 (億円)	51	54	54	60	65	72	-
和子牛出荷頭数 (頭)	2,328	2,419	2,618	2,810	3,203	2,750	2,798
成牛と畜頭数 (頭)	5,969	5,704	5,627	5,109	5,220	5,267	5,118
和子牛価格 (千円)	871	868	795	819	702	591	529
牛枝肉単価 和牛 (去勢)	2,606	2,534	2,230	2,601	2,519	2,416	2,361
(円/kg) 大阪 乳牛 (去勢)	1,026	1,056	939	1,027	1,104	915	997

※令和6年度の産出額は令和7年11月時点で未公表であるため「-」としている。

資料：農林水産省統計部「畜産物流通統計」、大阪市「中央卸売市場南港市場年報」、畜産振興課調べ

和子牛出荷頭数と子牛価格の推移

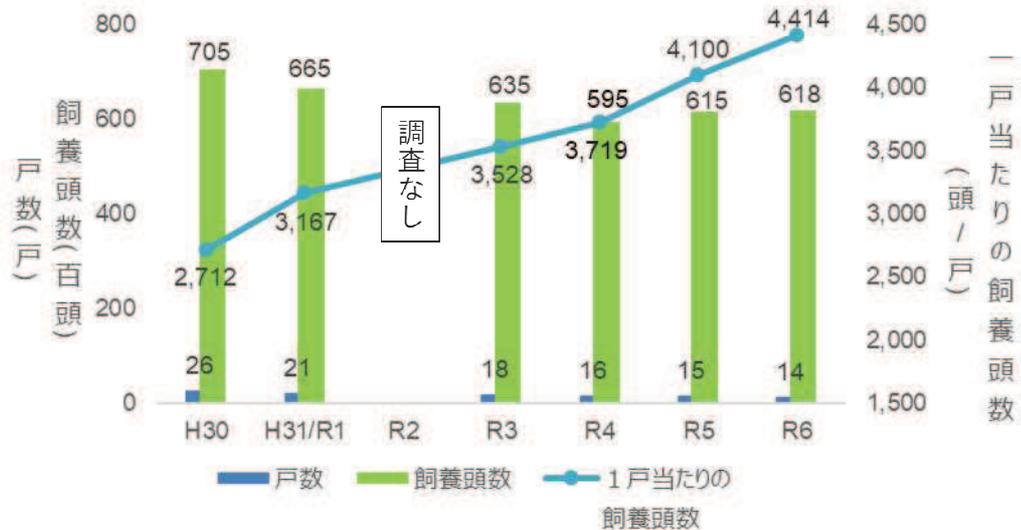


資料：畜産振興課調べ

## 養 豚

- 昭和30年代は小規模農家が大半であったが、昭和40年代から50年代は大規模専業経営へと発展してきた。しかし、環境問題の顕在化、更に豚肉の輸入量の増加、価格の低下等が重なり、昭和60年代以降は飼養農家が大幅に減少した。なお、この間も飼養頭数は規模拡大により増加を続けていたが、平成2年以降は農家戸数の減少に伴い減少傾向にある。
- 1戸当たりの飼養頭数は小規模農家戸数の減少に伴い徐々に増加しており、令和6年は4,414頭となっている。

養豚の飼養戸数・頭数の推移



注：R2は『農林業センサス』実施年のため調査なし

資料：農林水産省統計部「畜産統計調査」

## 養豚経営の推移

	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
養豚産出額（億円）	47	45	46	45	46	45	-
豚と畜頭数（頭）	81,676	80,867	77,802	77,684	78,598	76,236	72,324
枝肉単価（円/kg）	427	439	458	427	443	525	517

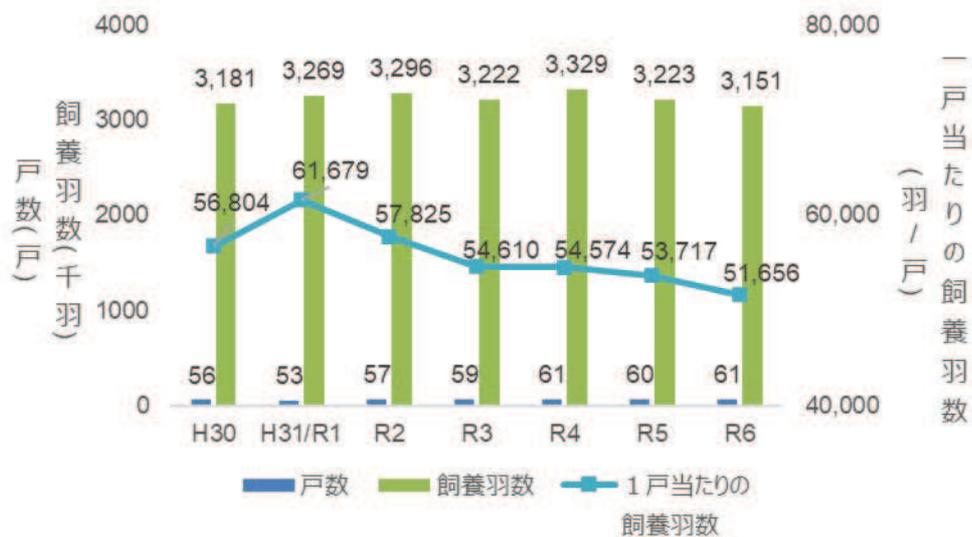
※令和6年度の産出額は令和7年11月時点で未公表であるため「-」としている。

資料：農林水産省統計部「生産農業所得統計」、「畜産物流通統計」、枝肉単価は大阪市卸売市場平均

## 養 鶏

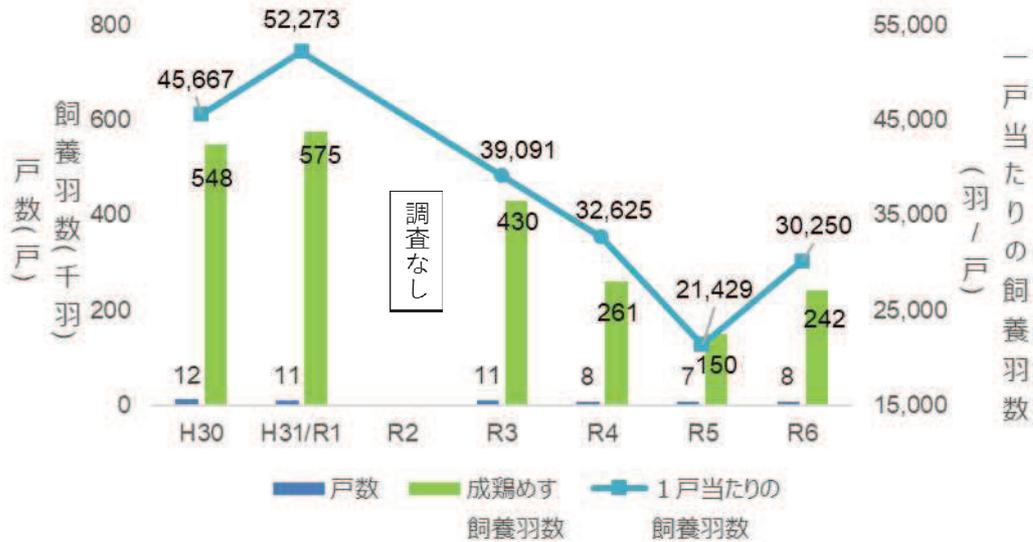
- 大消費地に比較的近いという立地条件にも恵まれ、特にブロイラーは全国屈指の生産県として発展しており、近年の飼養羽数は横ばい傾向から徐々に増羽の動きが見られる。
- 平成3年度に、県中小家畜試験場で鳥取地どりピヨが作出され、令和6年度は12,634羽が県内外に出荷されている。
- 採卵鶏は、昭和30年代頃県下のいたるところで飼養されていたが、次第に専門化が進み、昭和40年代には規模拡大・団地造成等本県の採卵鶏経営の最盛期となった。近年では、飼料価格の高騰と卵価の乱高下により農家数が減少しており、令和2年には大規模農場が廃業した為、飼養羽数・生産量が大きく減少した。
- 近年の県内養鶏は、商系の団体企業による大規模経営が中心となっている。

ブロイラーの飼養戸数・羽数の推移



資料：農林水産省統計部「畜産統計調査」、畜産振興課調べ

採卵鶏の飼養戸数・羽数の推移



注：R2は『農林業センサス』実施年のため、調査なし。

資料：農林水産省統計部「畜産統計調査」

### 養鶏経営の推移

	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
養鶏産出額 (億円)	101	106	108	104	115	116	-
生産量	鶏卵 (t)	9,569	11,647	10,574	5,743	4,771	3,256
	ブロイラー (千羽)	16,491	16,403	-	17,443	17,481	18,588
鶏卵価格 (円/kg)	189	170	172	217	215	306	228
ブロイラーもも肉価格 (円/kg)	595	585	614	641	662	729	655

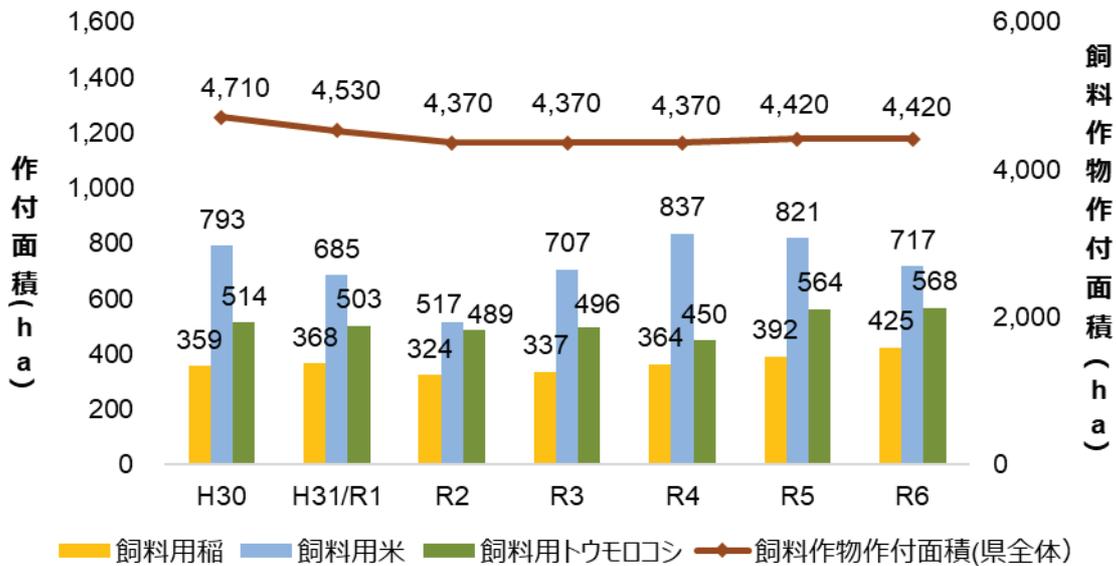
資料：農林水産省統計部「農林業センサス」「畜産統計調査」「生産農業所得統計」、鶏卵価格はJA全農たまたご大阪M基準、ブロイラーもも肉価格は東京中央卸売市場の価格（日経新聞東京加重値の平均価格）

※R2は『農林業センサス』実施年のため、ブロイラー生産量調査はなし。

### 飼料作物

- 飼料作物の栽培は、近年、配合飼料価格の高騰を背景に国産飼料増産の取組が推進され、生産者や団体等の関係者が一体となり飼料増産を推進してきた。平成22年以降は経営所得安定対策の充実により、飼料用稲・飼料用米の栽培が増加しているが、飼料用米は食用米の作付面積の増減に影響され変動が大きい。飼料用稲と飼料用トウモロコシについては緩やかに増加している。県全体での飼料作付面積は4,420haで、うち水田利用における飼料用稲栽培は425ha、飼料用米は717ha、飼料用トウモロコシは568haとなっており、コントラクター（飼料生産受託組織）が収穫・調製するという外部委託化が進められている。

飼料作物作付面積の推移



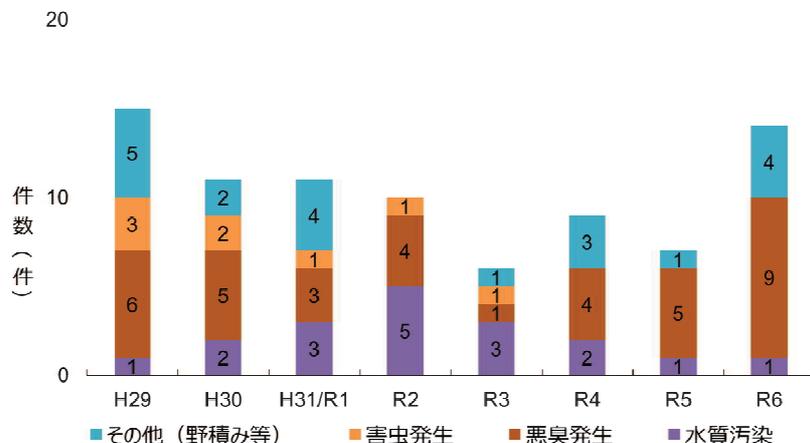
注：R3、R4 の飼料用作物作付面積は統計調査未実施のため R2 の面積を記載  
R5 の飼料用作物作付面積は統計調査未実施のため R4 の面積を記載

資料：農林水産省統計部「作物統計調査」、畜産振興課調べ

## 畜産環境問題

- 畜産経営に起因する環境問題は、急速な規模拡大に伴う糞尿処理施設の不足等により年々増加していたが、平成11年の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行に伴い、施設整備や適正な処理が進み、減少しているところである。
- 平成23年4月より水質汚濁防止法一部改正により、一定規模以上の農家については年1回以上の污水検査の実施と記録の保存が義務化され、環境負荷軽減が求められている。
- 令和6年は14件の苦情が発生しており、畜種別でみると酪農7件、肉用牛2件、豚1件、ブロイラー3件、その他1件であり、苦情の内訳は悪臭によるものが9件、水質汚染1件、その他（野積み等）4件であった。

畜産環境種類別苦情発生状況の推移



資料：家畜防疫課調べ（苦情件数は実数値。複数の項目に該当する場合はそれぞれでカウント。なお、各年のデータは前年の7月1日から当該年の6月30日までの1年間の発生状況を集計したもの。）

## Ⅱ 令和7年度畜産関係予算の概要

### 1 県及び農林水産部予算の概要

(単位:千円、%)

区 分	令和7年度 当 初 予 算 額 (D)	令和6年度 当 初 予 算 額 (E)	増 減	対 比
			(D)－(E)	(D)/(E)
県全体予算額(A)	365,049,229	360,484,000	4,565,229	101.3
農林水産部予算(B) (特別会計を除く)	25,216,926	23,044,688	2,172,238	109.4
(B)/(A)	6.9	6.4	—	—
畜産振興局予算額(C)	2,238,068	2,017,180	220,888	111.0
(C)/(B)	8.9	8.8	—	—

### 2 畜産関係予算の総括

(単位:千円、%)

区 分	令和7年度 当 初 予 算 額 (A)	令和6年度 当 初 予 算 額 (B)	増 減	対 比
			(A)－(B)	(A)/(B)
畜産総務費	731,770	720,883	10,887	101.5
うち人件費	723,967	713,080	10,887	101.5
畜産振興費	1,019,489	595,829	423,660	171.1
家畜保健衛生費	225,131	402,892	△ 177,761	55.9
畜産試験場費	197,132	212,472	△ 15,340	92.8
中小家畜試験場費	64,546	85,104	△ 20,558	75.8
計	2,238,068	2,017,180	220,888	111.0

### 3 令和7年度畜産関係予算の概要

#### (1) 畜産総務費・畜産振興費

(単位:千円)

事業名	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	財源内訳(令和7年度)			
			国庫	起債	その他	一般財源
1. 価格・経営安定対策						
畜産経営安定対策事業	48,332	63,218				48,332
畜産経営第三者継承事業	2,626	7,004				2,626
畜産経営緊急救済事業	106,984	44,759	106,984			
和子牛緊急対策事業	59,543	0	59,543			
自給飼料生産確保対策事業	8,103	11,403				8,103
2. 家畜改良増殖対策						
県優良種雄牛造成事業	27,488	29,304			27,488	
次世代スーパー種雄牛造成事業	99,559	0	13,347		69,030	17,182
3. 増頭対策						
鳥取県和牛振興戦略基金	68,700	168,037			68,700	
鳥取県和牛振興計画推進事業	111,222	123,723		9,000	100,952	1,270
生乳増産対策支援事業	2,041	11,567				2,041
鳥取地どり増羽対策人材育成等事業	1,230	1,230				1,230
4. 指導・畜産物流通対策						
家畜生産・出荷動向調査事業	389	389				389
管理運営費	7,414	7,414			1,900	5,514
職員人件費	723,967	713,080	3,033		2,770	718,164
5. ブランド確立事業						
第16回全日本ホルスタイン共進会対策事業	6,121	1,085				6,121
6. 整備事業						
公共育成牧場施設維持管理事業	89,463	54,802		79,000		10,463
大山まきば・みるくの里リノベーション事業	254,743	11,000		229,000		25,743
みるくサプライチェーン強化支援事業	133,334	0	3,333			130,001
<令和6年度終了(休止・統合)事業>						
和子牛価格緊急対策事業(統合)	0	6,750				
和子牛飼料緊急支援事業(統合)	0	45,000				
鳥取和牛東京出荷支援・ブランド強化対策事業(統合)	0	3,885				
鳥取和牛肉質日本一奪還に向けた総合戦略事業(統合)	0	13,062				
合 計	1,751,259	1,316,712	186,240	317,000	270,840	977,179

## (2) 家畜保健衛生費

(単位:千円)

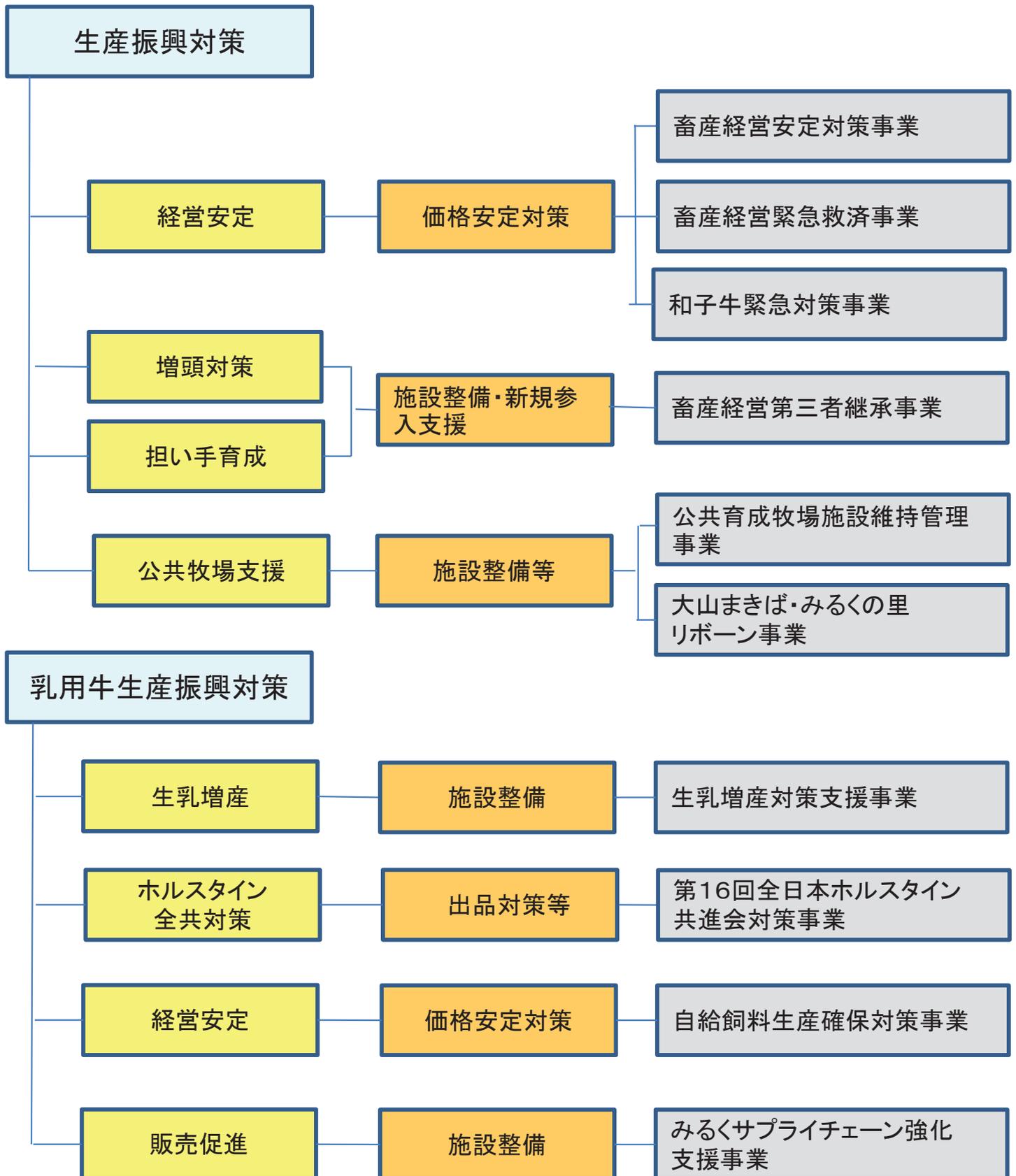
事業名	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	財源内訳(令和7年度)			
			国庫	起債	その他	一般財源
家畜衛生対策						
鳥取県の畜産業を守る獣医師確保総合対策事業	3,132	3,416				3,132
家畜保健衛生所管理運営費	36,265	29,014			10,051	26,214
家畜衛生総合対策事業	44,669	44,482	22,015		17	22,637
特定家畜伝染病危機管理対策事業	138,517	131,526	62,637		10,424	65,456
農場認証普及推進事業	809	1,009				809
管理運営費	1,739	1,739				1,739
<令和7年度終了事業>						
鳥インフルエンザ等家畜防疫施設整備事業	0	191,706				
合 計	225,131	402,892	84,652	0	20,492	119,987

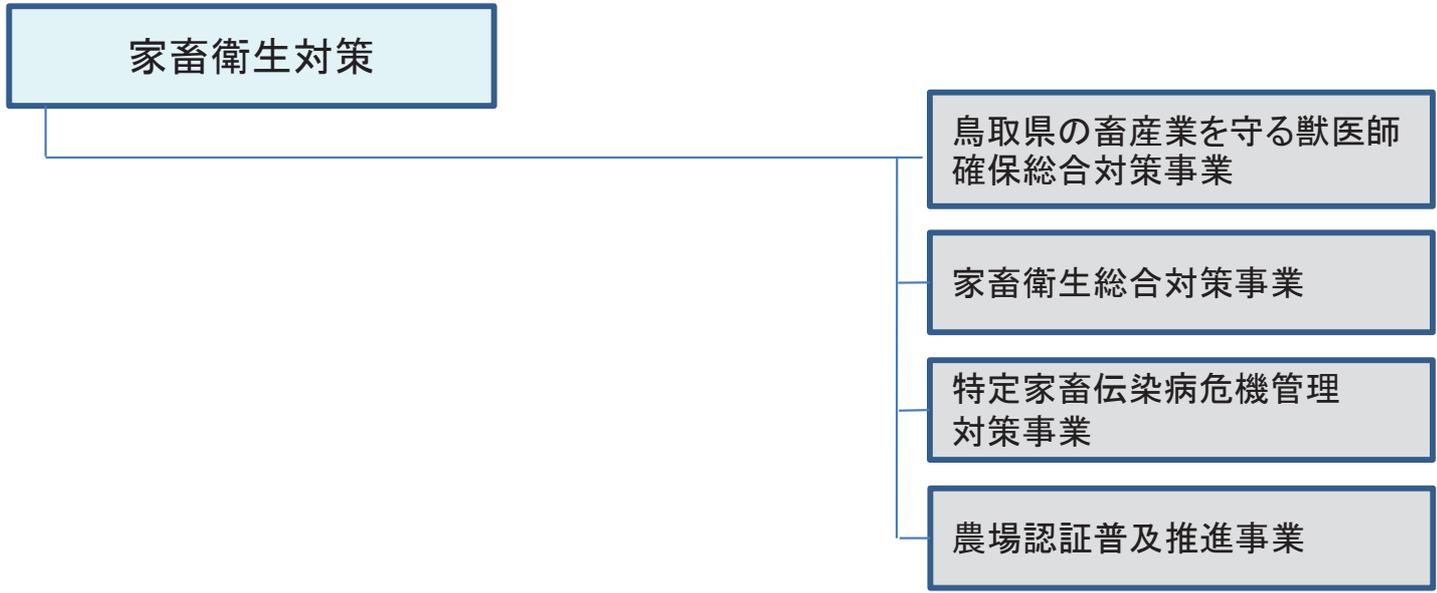
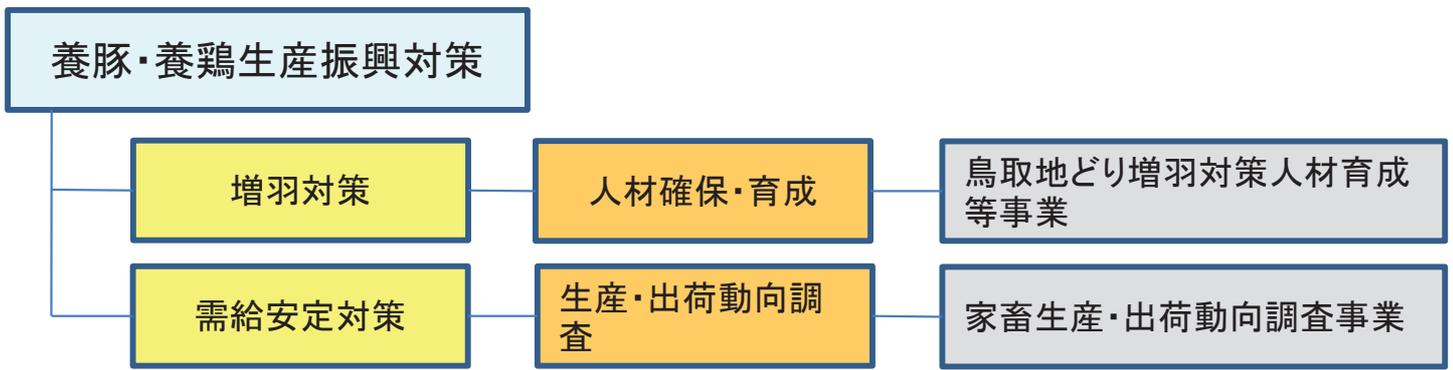
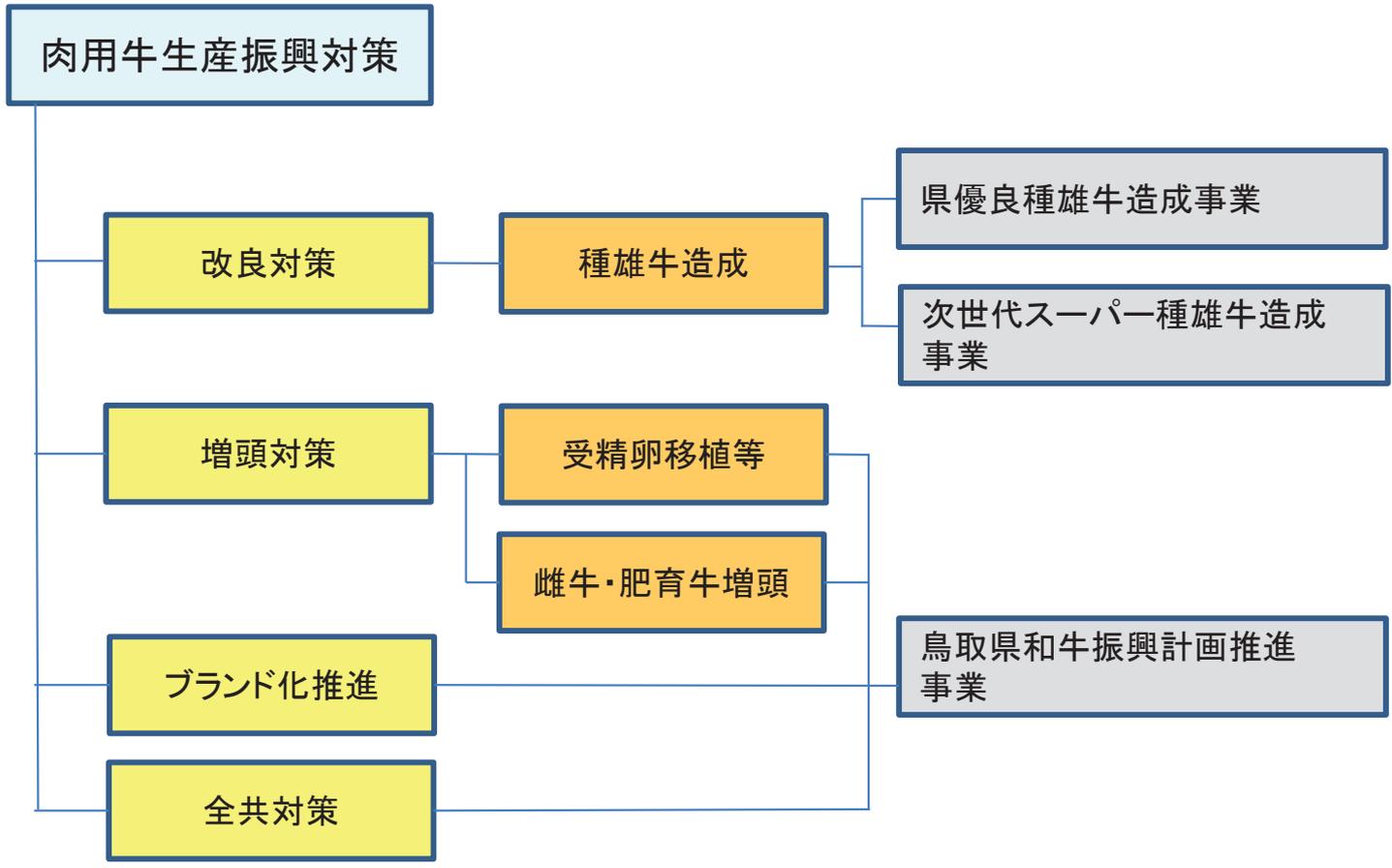
## (3) 畜産試験場費、中小家畜試験場費

(単位:千円)

事業名	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	財源内訳(令和7年度)			
			国庫	起債	その他	一般財源
畜産試験場費						
管理運営費	15,223	28,801				15,223
試験研究費	181,909	183,671			122,211	59,698
合 計	197,132	212,472	0	0	122,211	74,921
中小家畜試験場費						
管理運営費	23,317	21,940			1	23,316
試験研究費	41,229	36,294			10,061	31,168
<令和7年度終了事業>						
施設整備費	0	26,870				
合 計	64,546	85,104	0	0	10,062	54,484

### Ⅲ 令和7年度畜産振興のための事業一覧





## IV 農畜産業振興機構の畜産業振興事業

### 1 畜産業振興事業の概要

畜産業振興事業は「独立行政法人農畜産業振興機構法」に基づき、①国の補助事業を補完するための事業、②畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行う事業について、民間における生産者、事業者等の自主的な畜産振興の取組を促進することとして実施されるものである。

### 2 令和7年度に鳥取県で実施が見込まれる畜産業振興事業の一覧

#### (1) 畜産・酪農経営安定対策

事業名	事業内容	担当	事業実施主体
肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）	標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉豚生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより、養豚経営の安定を図る。	畜産振興課 酪農・経済担当	養豚生産者
加工原料乳生産者経営安定対策事業	加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の抛出と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補てんする。	畜産振興課 酪農・経済担当	大山乳業農業協同組合
肉用子牛生産者補給金制度	肉用子牛の四半期ごとの平均価格が保証基準価格を下回った場合に補てん金を交付する。	畜産振興課 酪農・経済担当	(公社)鳥取県畜産推進機構
肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）	標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。	畜産振興課 酪農・経済担当	(公社)鳥取県畜産推進機構

#### (2) その他対策

事業名	事業内容	担当	事業実施主体
酪農経営支援総合対策事業	①酪農生産基盤・飼養環境の改善対策 生乳生産基盤の維持・回復を図るため、地域における乳牛の維持・継承、飼養管理技術の改善等の取組を行う酪農家の集団を支援する。 ②酪農ヘルパーの利用拡大 酪農ヘルパー要員の確保や育成、酪農家の傷病時利用の負担軽減、利用組合の体質強化を図るため、酪農ヘルパー制度を総合的に推進する。	畜産振興課 酪農・経済担当	①(一社)中央酪農会議  ②鳥取県酪農ヘルパー事業組合他
畜産高度化推進リース事業	①畜産環境整備リース事業 畜産農家等に対して、畜産環境整備に必要な施設等の貸付を行う。 ②生乳流通効率化支援リース事業 生産者団体、牛乳販売業者に対して、生乳等の流通の効率化に必要な施設等の貸付を行う。	畜産振興課 酪農・経済担当	(一財)畜産環境整備機構

畜産特別支援資金融通事業	負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生による深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。	畜産振興課 酪農・経済担当	(公社)中央畜産会
家畜防疫互助基金支援事業	家畜伝染病のうち、伝播力が極めて強い伝染病が発生した場合に備え、発生時の経済的損失を互助補償する生産者が行う互助基金の造成に対する支援を行う。	家畜防疫課	(公社)鳥取県畜産推進機構
肉用牛経営安定対策補完事業	肉用牛生産基盤の強化を図るため、優良な繁殖雌牛の導入、遺伝的多様性の確保、簡易牛舎等の整備、肉用牛ヘルパーの取組等を支援する。	畜産振興課 肉用牛担当	(公社)鳥取県畜産推進機構
国産畜産物安心確保等支援事業	(1)家畜個体識別システム定着化事業 ・家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を図るため、生産者等が牛トレーサビリティ制度を的確に実施するための取組を支援。 (2)緊急時生産流通体制支援事業 ①緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業 ・高病原性鳥インフルエンザ等や自然災害の発生時における円滑な鶏肉処理体制の構築に向けた取組を支援する。 ②緊急時食肉安全性等情報提供事業 ・口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の発生時に備えた、国産食肉の安全・安心に係る情報の収集及び消費者への普及を支援する。	家畜防疫課	(1) (公社)鳥取県畜産推進機構  (2) ①(一社)日本食鳥協会  ②(公財)日本食肉消費総合センター
畜産副産物適正処分等推進事業	牛肉骨粉や牛せき柱の適正処理等を行うことにより、円滑な畜産残渣処理の継続によると畜機能の維持を図る。	家畜防疫課	(一社)日本畜産副産物協会
優良和子牛生産推進緊急支援事業	肉用子牛価格の下落に対して、飼養管理の向上に取り組む生産者へ緊急的に支援する。	畜産振興課 酪農・経済担当	(公社)鳥取県畜産推進機構
和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業	肉用子牛価格の下落に対して、和子牛の産地基盤強化に資する取組を実施する生産者に対して奨励金を交付する。	畜産振興課 酪農・経済担当	(公社)鳥取県畜産推進機構
食肉処理高度化緊急特別対策事業	2施設以上が集荷、販売及び流通等に関する連携計画を策定した場合に、浄化槽・冷蔵設備等を支援する。	畜産振興課 肉用牛担当	(株)鳥取県食肉センター

## V 地方競馬全国協会の畜産振興補助事業

### 1 畜産振興補助事業の概要

- (1) 畜産振興補助事業（以下「補助事業」という。）は、競馬法（以下「法」という。）に基づいて競馬を開催する道県又は指定市町村から、競馬の収益金の一部を地方競馬全国協会が交付金として受け（法第23条）、それを原資として実施されている。
- (2) 補助事業は、法で「馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。」（法第23条の10及び同条の36）と定められており、それに基づいて実施されている。
- (3) 補助事業の事業内容及び実施方法等に関しては、法その他、「競馬法の一部を改正する法律の施行について」、「地方競馬全国協会業務方法書」及び「地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱」で具体的に定められている。

### 2 畜産振興補助事業の現状

畜産振興補助事業は、実施要綱で次の2つの事業に区分されて実施されている。

- (1) 馬の改良増殖推進事業…農用馬の登録や導入の推進、繁殖の奨励及び放牧の促進等。
- (2) 畜産経営技術指導事業…畜産経営技術指導等推進等。

### 3 鳥取県で実施している畜産振興補助事業

令和6年度、鳥取県では下記のとおり1団体が1事業を実施した。

事業名	事業実施主体	補助金額
Ⅱ 畜産経営技術指導事業 (地域畜産支援指導等体制強化)	(公社)鳥取県畜産推進機構	12,929千円

## VI 畜産関係のリース事業

### 1 畜産関係リース事業の概要

事業名	畜産高度化支援リース事業のうち、畜産整備リース事業
貸付機関	(一財) 畜産環境整備機構
対象機械 施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家畜ふん尿の乾燥処理、発酵処理、浄化・液肥処理、調整、保管、運搬等及び悪臭対策に必要な施設等</li> <li>2. 飼料の生産、給与、貯蔵等に必要な施設等</li> <li>3. 家畜の飼養管理等のために必要な施設等</li> <li>4. 6次産業化に必要な製造施設等</li> <li>5. 特認施設等(家畜の飼養環境の改善に関するもの又は畜産経営の合理化のための先進的な技術体系にかかるもの)</li> </ol>
借受者	県域団体(農協等)が受託団体となり借受者(畜産農家)に貸付を行う。
リース料 の支払い	年1回又は年4回
リース料	<p>◇基本貸付料(元本) (取得価額－譲渡価額)÷リース期間(年)</p> <p>◇附加貸付料(利息)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. {取得価額－(譲渡価額＋納入済基本貸付料)}×基準料率</li> <li>2. 中古機械等については基準料率</li> </ol> <p>◇消費税相当額 基本貸付料×10%</p>
リース期間 終了後の 取扱い	取得価額の1割＋消費税相当額で譲渡。
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大山乳業農業協同組合</li> <li>・全農鳥取県本部</li> <li>・(一社)鳥取県配合飼料価格安定基金協会</li> <li>・各農業協同組合</li> <li>・鳥取県</li> </ul>
備考	

事業名	畜産近代化リース事業
貸付機関	(公財) 畜産近代化リース協会
対象機械 施設	1. 草地造成用機械施設 2. 自給飼料生産利用機械施設 3. 生乳生産合理化施設 4. 精液保管等機械施設 5. 畜舎環境改善機械施設 6. 中小家畜管理機械施設 7. 家畜市場機械施設 8. 食肉食鶏処理流通機械施設 9. 鶏卵又は生乳処理流通機械施設 10. 特認機械施設
借受者	農協、県域団体等が借り受けて農家等に貸し付ける。
リース料 の支払い	年2回(6ヶ月毎)
リース料	◇基本貸付料(元本) $\{ \text{取得価額} - \text{譲渡価格} (1/10 \text{ 又は } \text{ゼロを選択}) \} \div \text{リース期間(年)}$ ◇消費税相当額 基本貸付料 $\times$ 10% ◇附加貸付料 $\{ \text{取得価格(税抜)} - \text{基本貸付料納入済額} \} \times 0.7\% \div 12(\text{月}) \times \text{リース期間(年)}$
リース期間 終了後の 取扱い	譲渡価格(取得価額の1/10又はゼロ選択) + 消費税相当額で譲渡。
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大山乳業農業協同組合</li> <li>・各農業協同組合</li> <li>・鳥取県畜産農業協同組合</li> <li>・(公社) 鳥取県畜産推進機構</li> <li>・鳥取県</li> </ul>
備考	

## 2 各リース事業の内容

### (1) 畜産整備リース事業

一般財団法人畜産環境整備機構が借受者（畜産農家）に対し、希望する機械等を有料で貸付けし、貸付期間終了後は有料（譲渡価格）で譲渡する。

#### ア 貸付機械等の概要

※下記の表に記載のない機械・装置については別途検討するものとする。

項 目	貸 付 対 象 施 設 等
家畜ふん尿処理施設等	
ふん尿処理施設	たい肥舎、乾燥舎、発酵舎、たい肥置き場、貯留槽、浄化槽、副資材置き場、ふん尿処理施設用屋根
ふん尿処理機械・装置	発酵機、攪拌乾燥機、火力乾燥機、送風機、換気扇、ふん尿焼却炉、鶏ふんボイラー、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置
運搬用機具	フロントローダー、フォークリフト、コンベアー、トレーラー、動力運搬車、搬送装置、パネルボックス、トラクター、ショベルローダー、トラック、ダンプカー、軽自動車
散布機	マニアスプレッダー、バキュームカー、尿ポンプ、ブロードキャスタ、レインガン
作業用機械	バーンクリーナー、バーンクリーナー、集ふん機、集ふん車、袋詰機、袋詰装置、粉碎機、成型圧縮機
悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置
その他	太陽光発電システム関連機器
飼料の生産・給与等施設等	
飼料貯蔵用械施設	飼料貯蔵施設、飼料貯蔵施設用屋根
飼料作物生産・調製用機械	ハーベスター、モア、カッター、レーキ、ヘーベラー、ロールベアラー、テッター、ヘーメーカー、ロータリー、ブローアー、デストリビューター、アンローダー、ベールグラブ、ラッピングマシン、ハロー、栽培管理用機械
飼料調製用機械	飼料混合機、飼料攪拌機、給餌装置、餌寄せロボット
運搬用機械	トラクター、動力運搬車、フロントローダー、ショベルローダー、ホイールローダー、コンベアー、トレーラー、ファームワゴン、ホイスト、トラック、ダンプカー、軽自動車、フォークリフト
その他	太陽光発電システム関連機器
家畜飼養管理等施設等	
家畜飼養管理施設	簡易畜舎、畜舎屋根
家畜管理機械・装置	カーフツ、飲水機、給水装置、管理柵、搾乳装置（搾乳ロボット）、哺乳ロボット、バルククーラー、牛床マット、スタンション、噴霧機、洗浄機、消毒機、ボイラー、暖房装置、細霧装置、秤量機、発情発見機、分娩監視装置、搾乳ユニット自動搬送装置、集卵装置、汚卵洗浄機、検卵・洗卵装置、エコフィード給餌システム、コンピュータ、プリンター、ハンディターミナル、バルククーラーの洗浄装置・真空ポンプ
家畜・卵運搬用機械	トラック
その他	太陽光発電システム関連機器
6次産業化に関する施設等	
畜産物の加工用設備	食肉加工品製造機器、乳製品製造機器、鶏卵加工品製造機器
製品保管用機械・装置	冷凍冷蔵庫、ストッカー、冷凍冷蔵ショーケース、非冷ショーケース、製品保管用棚、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置
経営管理用機械	コンピュータ、レジスター、プリンター、ハンディターミナル

## イ 貸付の相手方

(ア) 都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会又は農業協同組合

(イ) 農業の振興を設立の目的とする一般社団法人又は一般財団法人

(ウ) 農業者又はこれらが構成する集団

※(ア)及び(イ)の者は、(ウ)の者に対し、直接又は農業協同組合を介して貸付機械を再貸付することができる。

## ウ 貸付施設の貸付料

年間貸付料＝基本貸付料＋附加貸付料の年額＋消費税相当額

◇基本貸付料＝(取得価額－譲渡価額)÷リース期間(年)

◇附加貸付料＝取得価額－(譲渡価額＋前年度までに納入された基本貸付料)×基準料率

◇消費税相当額＝基本貸付料×10%

※第1回の貸付料は年間貸付料に4/12を乗じて得た額となる。

※最終回の貸付料は年間貸付料に8/12を乗じて得た額となる。

※年間貸付料の他に、保証保険・損害保険(火災保険・車両保険または動産総合保険料)・固定資産税等の負担がある。

## エ 納入期限

◇年1回払いの場合

第1回の納入期限は、施設等の貸付の開始月の末日から起算して3ヵ月後の月の末日とし、以後毎年応当月の末日を期限とする。ただし、最終回は貸付開始時の月の末日を期限とする。

◇年4回払いの場合

第1回の納入期限は、施設等の貸付の開始月の末日から起算して2ヵ月後の月の末日とし、以後前回の納入期限から3ヵ月後の月の末日を期限とする。

## オ 貸付施設の譲渡

譲渡価額(＝取得価額×10%×1.1)を最終回の貸付料納入期限から3ヵ月後の末日までに納入すれば、貸付施設は借受者に譲渡される。

## (2) 畜産近代化リース事業

公益財団法人畜産近代化リース協会が借受者の希望する機械施設を販売業者から購入し、これを借受者に有料で貸し付けし、貸付期間終了後に有料（残存価格）で譲渡する制度。

### ア 貸付機械等の概要

種 類	貸 付 対 象 施 設 等
(ア) 草地造成用機械施設	草地造成のための、ブルドーザー、トラクター、トラクターの附属施設としてトラック、連絡車等
(イ) 自給飼料生産利用機械施設	自給飼料の生産や利用のための、トラクター、プラウ、ハロー、モアコンディショナー、テッダー、ラッピングマシン、稲ホルクroppサイレージ生産用機械等
(ウ) 生乳生産合理化機械施設	生乳の生産を合理的に行うための、自動搾乳システム（搾乳ロボット※）、パイプラインミルクカー、ミルクパーラー、ロータリーパーラー、搾乳ユニット自動輸送装置、バルククーラー、生乳検査用の生乳成分測定器、体細胞測定装置等
(エ) 精液保管等機械施設	凍結精液の保管や輸送を行うための、凍結精液保管器、液体室素補給器、無停電電源装置、精液輸送用自動車等
(オ) 畜舎環境改善機械施設	畜舎等の飼養環境の改善を図るための、消毒器、細霧装置、節電装置、哺乳ロボット、通風装置、牛床マット、自動給餌機、滅菌機、スタンション、パスタライザー、畜舎カーテン等
(カ) 中小家畜管理機械施設	中小家畜の飼養のための、豚舎柵、鶏舎ケージ、細霧装置、節電装置、通風装置等
(キ) 家畜市場機械施設	家畜市場の運営のための、電光セリ機、電光掲示盤、体重計計測装置等
(ク) 食肉食鶏処理流通機械施設	食肉や食鶏の処理、加工、流通の合理化を図るための、冷凍・冷却機、自動解体機、スライサー、自動計量器、自動包装機等
(ケ) 鶏卵又は生乳処理流通機械施設	鶏卵又は生乳の処理、加工、流通の合理化を図るための、鶏卵選機、汚卵洗浄機、割卵機、アイスクリーム製造機等
(コ) 特認機械施設	上記に示したものを以外で、畜産経営を行う上で必要な機械

※ 搾乳ロボットを導入(申請)する際には、最終借受者と販売店(サービス)との間で「メンテナンス契約」を締結しなければならない。

### イ 貸付の相手方

直接の貸付けの相手方は、施設の種類ごとに異なり、それぞれ以下の団体となる。よって、個人で貸付けを希望する場合は、貸付けの相手方となれる団体から再貸付を受けることで、借受者となることが出来る。

なお、施設によっては、団体のみが対象となり、個人で利用出来ないものもある。

- a. 草地造成用機械施設（個人での利用不可）
  - ・ 農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下、「農協等」という。）
  - ・ 地方公共団体が出資者又は構成員となっている法人
  - ・ 都道府県土地改良事業団体連合会
  - ・ 特認借受者
- b. 自給飼料生産利用機械施設（個人での利用可）
  - ・ 農業協同組合等
  - ・ 地方公共団体、（独）農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人
  - ・ 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）
  - ・ 畜産に関する事業を営む者を構成員とする中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合又は協同組合連合会であって、理事長が特に認めるもの（以下「特認事業協同組合等」という。）
  - ・ 特認借受者
- c. 生乳生産合理化機械施設（個人での利用可）
  - ・ 農業協同組合等
  - ・ 地方公共団体、（独）農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人
  - ・ 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等
  - ・ 特認借受者
- d. 精液保管等機械施設（個人での利用不可）
  - ・ 農業共済組合若しくは農業共済組合連合会（以下「農業共済組合等」という。）又は農業協同組合等
  - ・ 地方公共団体、（独）農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人
  - ・ 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等
  - ・ 特認借受者
- e. 畜舎環境改善機械施設（個人での利用可）
  - ・ 農業共済組合等又は農業協同組合等
  - ・ 地方公共団体、（独）農畜産業振興機構、農業協同組合等又は農業共済組合等が出資者又は構成員となっている法人
  - ・ 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等
  - ・ 特認事業協同組合等
  - ・ 特認借受者
- f. 中小家畜管理機械施設（個人での利用可）
  - ・ 農業協同組合等

- ・地方公共団体、（独）農畜産業振興機構、農業協同組合等又は農業共済組合等が出資者又は構成員となっている法人
- ・畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等
- ・特認借受者

g. 家畜市場機械施設（個人での利用不可）

家畜市場再編整備計画に基づき整備された家畜市場を所有する次に掲げる法人

- ・農業協同組合等
- ・地方公共団体、（独）農畜産業振興機構、農業協同組合等又は農業共済組合等が出資者又は構成員となっている法人
- ・特認事業協同組合等
- ・特認借受者

h. 食肉食鶏処理流通機械施設（個人での利用不可）

- ・農業協同組合等
- ・地方公共団体、（独）農畜産業振興機構、農業協同組合等又は農業共済組合等が出資者又は構成員となっている法人
- ・特認事業協同組合等
- ・特認借受者

i. 鶏卵又は生乳処理流通機械施設（個人での利用不可）

- ・農業協同組合等
- ・地方公共団体、（独）農畜産業振興機構、農業協同組合等又は農業共済組合等が出資者又は構成員となっている法人
- ・特認事業協同組合等
- ・特認借受者

j. 特認機械施設（個人での利用不可）

- ・農業協同組合等又は農業共済組合等
- ・地方公共団体、（独）農畜産業振興機構、農業協同組合等又は農業共済組合等が出資者又は構成員となっている法人
- ・畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等
- ・特認借受者

ウ 貸付施設の貸付料

年間貸付料＝基本貸付料＋附加貸付料の年額＋消費税相当額

◇基本貸付料（年額）

{ 貸付施設の取得価額－譲渡価格(1/10 又はゼロを選択) } ÷リース契約期間（年数）

◇附加貸付料

{ 取得価格(税抜)－基本貸付料納入済額} × 0.7% ÷ 12(月) × リース期間(年)

◇消費税相当額＝基本貸付料 × 10%

※年間貸付料の他に、固定資産税、自動車諸税、その他公租公課及び動産総合保険料、信用保険料の負担がある。（信用保険の加入は任意）

エ 納入期限

リース料の支払回数は年2回とし、上半期においては9月末日まで、下半期においては3月末日までとする。

オ 貸付施設の譲渡

譲渡価格(取得価額の1/10又はゼロ選択)＋消費税相当額を、最終回の貸付料納入期限が年度の上半期であれば9月末日までに、下半期であれば3月末日までに納入すれば、貸付施設は借受者に譲渡される。

## Ⅶ 令和7年度畜産関係融資制度

### 1 用途別に見た制度資金一覧表

資金項目	貸付対象者	土地関係			施設・農機具				生活環境改善			担い手育成			災害			
		農地の取得	農地の賃借	農地の改良	農業機械の取得	農用施設の取得・改良・造成	農産物の処理加工施設建築	施設・機械の賃借料	家畜の購入育成	農家住宅の改良・取得	農業集落排水施設の設置	農家民宿の整備	農業経営の開始	農業に関する研修	パソコン等の導入	負債整理	施設の災害復旧	経営資金
(経営改善関係資金)	農業近代化資金	認定農業者	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●		
		その他の担い手		●	●	●	●	●		●	●							
	農業改良資金	認定農業者		●	●	●	●	●	●					●	●			
		その他の担い手		●	●	●	●	●	●					●	●			
	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	認定農業者	●	●	●	●	●	●	●			●		●	●	●	●	
経営体育成強化資金	その他の担い手	●	●	●	●	●	●	●			●		●	●				
関係資金	農業経営負担軽減支援資金	農業者(所得過半要件あり)														●		
	農業経営改善促進資金(スーパーS資金)	認定農業者		●					●	●				●				
株式会社 金融公社 日本政策	農業基盤整備資金	土地改良区・農協・法人等			●							●						
	振興山村・過疎地域経営改善資金	農業者(地域要件あり)				●	●	●		●		●		●				
	農林漁業セーフティネット資金	認定農業者																●
		その他の担い手																●
	畜産経営環境調和推進資金	畜産業者等(要件あり)				●	●											
青年等就農資金	認定新規就農者		●	●	●	●	●	●										

※資金借入れの資格や要件等については代表的なものだけ載せていますので、資金の借入れをしようとする場合には、まず農協、市町村の農業担当課、農業委員会、又は最寄りの農業改良普及所か総合事務所農林局農(林)業振興課等と十分相談し、それから必要な書類の作成にとりかかってください。また、制度金融の各種資金を借入れる場合には、事前に借入れ内容の審査を受けることになっています。

〔留意事項〕

- ・ 経理状況：経理状況を明確にするために、資金の受入れ、支払いに際しては自己資金を含め、資金の専用口座を利用してください。また、支払い先からは必ず領収書を受け取り、償還終了まで保管しておいてください。
- ・ 制度資金の併用：同一の施設等について、2つ以上の制度資金をあわせて借り受けることはできません。
- ・ 事前着手：貸付決定または、利子補給承認前に事業着手または既に事業完了しているものは、貸付対象にはなりません。

## 2 資金の概要

### 【担い手向資金(経営改善関係資金)】

資金項目	具体的な用途	貸付利率 (%)	償還期限 (据置期間含)	据置期間 (以内)	貸付限度額	融資率 (%)
農業近代化資金	農舎、畜舎、堆肥舎等の農業用施設の改良・造成又は取得	1.25%～1.95%	7～17年以内	2～7年	農業者 1,800万円 法人 2億円	認定農業者 100 その他 80
	乳牛その他の家畜の購入又はは育成					
	事業費18,000千円を超えない農地又は牧野の改良造成又は復旧					
農業改良資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新たな農業部門の開始</li> <li>② 新たな加工事業の開始</li> <li>③ 農産物又は加工品の新たな生産方式の導入</li> <li>④ 農産物又は加工品の新たな販売方式の導入</li> </ul> 等をとする場合に、次のものが対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業生産用施設・機械、農産物処理加工施設・販売施設等の改良、取得等</li> <li>② 家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費、その育成費</li> <li>③ 農地の利用権や農業用施設・機械の賃借料等の一括支払い</li> <li>④ 品種の転換や営業権の取得、研究開発費</li> <li>⑤ 需要開拓のための調査費用、通信・情報処理機材の取得等</li> <li>⑥ 農業改良措置の導入に必要な資材費・雇用労働等初度的経営費</li> </ul>	無利子	12年以内	3年 ただし、次に該当する場合は5年以内 ① 振興山村、過疎地域、中山間地域などの特定地域で事業を実施する場合 ② 六次産業化法の認定を受けた農業者等(認定計画に掲げる事業に取り組む方)	農業者 5,000万円 法人又は団体 1億5,000万円	100
農業経営基盤強化資金 (スーパード資金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農地等の取得、改良等</li> <li>② 農業経営施設・機械の改良、造成、取得</li> <li>③ 農産物の加工処理、流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得</li> <li>④ 賃借権 機械等の利用権その他の無形固定資産の取得</li> <li>⑤ 家畜の導入</li> <li>⑥ 農地賃借料の支払い(その他の農業経営の改善を図るのに必要な長期資金)</li> <li>⑦ 負債の整理(その他の農業経営の改善の前提として経営の安定に必要な長期資金)</li> </ul>	1.25%～2.10%	25年以内	10年	個人 3億円 (特認6億円) 法人 10億円 (特認20億円)	100
経営体育成強化資金 (前向き投資資金と負債整理の2つから構成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農地・牧野の改良、造成、農地・採草放牧地の取得</li> <li>② 農地・農機具賃借料の全額一括前払</li> <li>③ 家畜の購入、育成</li> <li>④ 農業経営改善を図るための施設の改良、取得、負債整理</li> </ul>	2.10%	25年以内	3年	前向き 借入者負担額の80% 負債整理 個人 1億5千万円 法人又は団体 5億円	前向き 80 負債 100 (限度額有)
公庫資金						

【負債整理関係資金】

資金項目	具体的な用途	貸付利率 (%)	償還期限 (措置期間含)	措置期間 (以内)	貸付限度額	融資率 (%)
農業経営負担軽減支援資金	営農負債及び制度資金のうち貸付利率が5%を超える負債の借換に必要な資金	2.10%	10年以内 特認15年以内	3年	営農負債の残高	100

【農業経営改善促進資金(スパーS資金)】

農業経営改善促進資金 (スパーS資金)	農業経営改善計画の達成に必要な運転資金	1.90%	1年以内	—	個人500万円(畜産経営2,000万円) 法人2,000万円(畜産経営8,000万円)	100
---------------------	---------------------	-------	------	---	--	-----

【日本政策金融公庫資金】

農業基盤整備資金	農地等の新設、改良、造成又は復旧及び農村環境整備	<補助> 県営2.25% 団体営2.10% <非補助> 2.10% <災害復旧> 1.25~2.10%	25年以内	10年	受益者の負担する額	—
振興山村・過疎地域 経営改善資金	山村振興地域及び過疎地域での施設・農機具の購入 搾乳牛・繁殖用の肉用雌牛・豚・めん羊・山羊の購入	<補助事業> 一般2.25% 共同3.25% <非補助> 2.10%	25年以内	8年	個人1,300万円 法人5,200万円	80
農林漁業セーフティネット資金	災害売上高の減少、所得率の悪化、燃油や家畜飼料等の高騰等により農業経営が困難になった場合に経営の維持安定に必要な運転資金	1.25~1.95%	10年以内	3年	個人600万(特認は年間経営費の12分の6以内)	100
畜産経営環境調和推進資金	家畜排せつ物の管理の適正化・利用の促進のために必要な施設・機械の整備、利用料の一時払い、家畜排せつ物利用の促進を行う法人への出資等	2.10%	15~20年以内	3年	次のいずれか低い額 貸付者負担額の80(特認90)% 個人3,500万円(特認1億2,000万円) 法人7,000万円(特認4億円)	—
青年等就農資金	機械・施設の整備等経営の開始に必要な経費	無利子	17年以内	5年	3,700万円(特認1億)	100

### 3 畜産特別資金一覧表

資金名	大家畜・養豚特別支援資金		
資金の目的	負債の償還が困難な酪農及び肉用牛経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を図る。	負債の償還が困難な養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことで、経営体質の強化を図る。	
対象家畜	肉用牛、乳用牛	豚	
事業内容	1 経営改善資金 毎年の約定償還額のうち当該年度において償還が可能なものを借り換える(ローリング方式)資金の融通等。		
	2 経営継承資金 後継者が親等から大家畜経営を承継する場合に、必要な範囲で負債を一括して借り換える資金の融通。		
金利	基準金利	3.35%	
	利子補給率(国)	一般	1.01%
		特認	1.01%
	末端金利	一般	2.10%
特認		2.10%	
償還期間	1 経営改善支援 一般15年以内(うち据置3年以内) 特認25年以内(うち据置5年以内) 残借25年以内(うち据置5年以内) 経営継承資金 25年以内(うち据置5年以内) 【①】	1 経営改善支援 一般7年以内(うち据置3年以内) 特認15年以内(うち据置5年以内) 残借15年以内(うち据置5年以内) 経営継承資金 15年以内(うち据置5年以内) 【②】	

4 家畜疾病経営維持資金一覧表

資金の種類	経営再開資金	クイック融資メニュー	経営継続資金	経営維持資金
対象地域	制限なし(発生病を含めた全国が対象)			
対象者	<p>移動制限又は搬出制限が行われた区域(移動自粛含む)高病原性鳥インフルエンザ等対象感染病発生を中心とした地域が対象</p> <p>対象伝染病の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者(発生病場で適用)(※) ただし、クイック融資メニューについては農林水産省による該当性の通知があったものに限る。</p> <p>対象伝染病の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営維持が困難となった者(発生病場以外で移動制限区域等の範囲にある農家で適用)(※)</p>			
融通対象者	<p>＜対象家畜伝染病＞ 伝染性海綿状脳症(TSE) 高病原性鳥インフルエンザ 低病原性鳥インフルエンザ 豚熱、アフリカ豚熱 牛疫、牛肺疫及び口蹄疫 ※経営継続資金及び経営維持資金については、特例措置としてワンピースキン病を含む</p>			
貸付限度額	個人 2,000万円 法人 8,000万円	手当金等交付見込額 又は発生病例当たり3億円	乳用牛:1頭当たり13万円、繁殖雌牛:1頭当たり6万5千円、肥育豚:1頭当たり1万3千円、繁殖豚:1頭当たり5万2千円、家畜:100羽当たり2万6千円、山羊:1頭当たり1万3千円	制限なし(発生病を含めた全国が対象)
貸付利率	1.625%	無利子	1.625%	2.000%
償還期限	クイック融資メニュー2年以内(手当金等を受けたら速やかに償還)、それ以外7年(うち据置期間3年)以内			
低利融通仕組	融資機関に対し1.625%の利子を補給		融資機関に対し1.01%の利子を補給	
貸付期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(ワンピースキン病は令和6年11月6日から3年間)			
事業実施主体	(公社)中央畜産会			

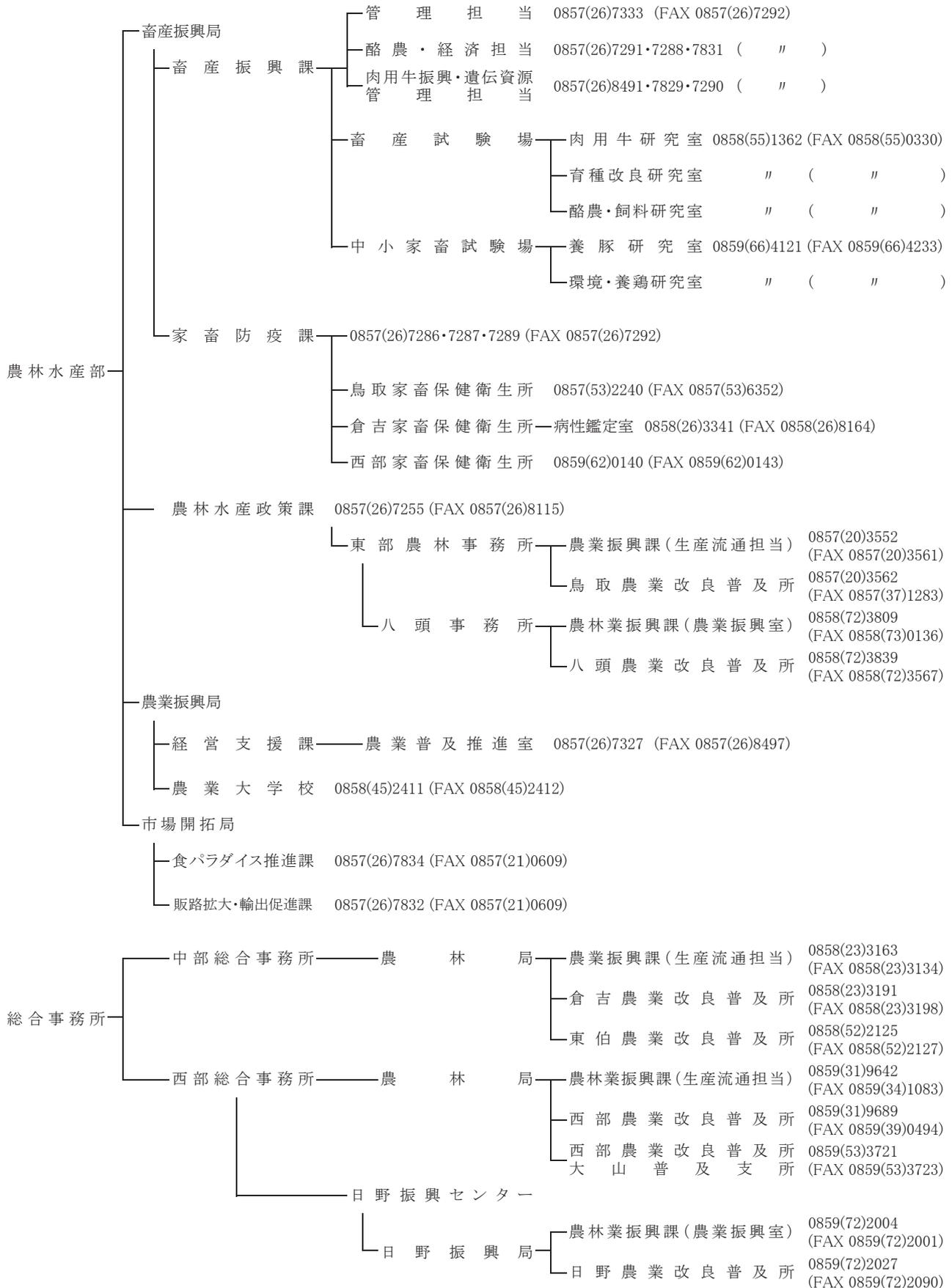
(※)平成22年4月20日以降の口蹄疫について、特例措置あり。

# VIII 令和7年度畜産・酪農経営安定対策

該当畜産物	根拠法令	実施機関	制度の内容	保証の内容			負担割合	備考
				基準価格	補てん率	出荷市場等		
加工原料乳	畜産経営の安定に関する法律 (昭和36年11月1日法律第183号)	独立行政法人農畜産業振興機構	加工原料乳の限度数量内において対象事業者に対し、その事業者の行う生乳受託販売に係る加工原料乳につき、交付金等を交付する。加えて集送乳が確実に行えるよう、対象事業者に対して集送乳調整金を交付する。	(生産者補給金単価)9.09円/kg (集送乳調整金単価)2.73円/kg (限度総数量)325万トン	国	100%		
鶏卵	鶏卵生産者価格安定対策事業実施要綱 (平成23年4月1日22生畜第2067号制定農林水産事務次官依命通知)	一般社団法人日本養鶏協会	卵価が補てん基準価格を下回った場合に、差額の90%を補てんする。	(補てん基準価格)230円/kg	全農	90%		
黒毛和種	肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和63年12月22日法律第98号)	独立行政法人農畜産業振興機構	生産者団体、農畜産業振興機構、県が出資する肉用子牛価格安定基金協会は、肉用子牛の価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付する。	(保証基準価格)574千円/頭 (合理化目標価格)446千円/頭	保証基準価格と合理化目標価格との間100% 合理化目標価格を下回る部分90%	90%	保証基準価格と合理化目標価格の補てん部分 農畜産業振興機構100% 生産者25% 県25%	
褐毛和種				(保証基準価格)523千円/頭 (合理化目標価格)406千円/頭				
その他の肉用子牛				(保証基準価格)334千円/頭 (合理化目標価格)259千円/頭				
乳用種				(保証基準価格)164千円/頭 (合理化目標価格)110千円/頭				
交雑種				(保証基準価格)274千円/頭 (合理化目標価格)216千円/頭				
肉用牛肥育	畜産経営の安定に関する法律 (昭和36年11月1日法律第183号)	独立行政法人農畜産業振興機構	肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、差額の9割を補てんする。	独立行政法人農畜産業振興機構が四半期(月)毎に標準的販売価格(ブロックごと)・標準的生産費(各県ごと)を算定	中央卸売市場又は指定場所	90%	農畜産業振興機構 3/4 生産者 1/6 県 1/12	
養豚			肥育豚1頭当たりの標準的販売価格(全国平均)が、標準的生産費(全国平均)を下回った場合に、差額の9割を補てんする。	独立行政法人農畜産業振興機構が四半期(月)毎に標準的販売価格・標準的生産費(全国平均)を算定		90%	農畜産業振興機構 3/4 生産者 1/6 県 1/12	

## 区 畜産関係行政機構図及び畜産関係団体

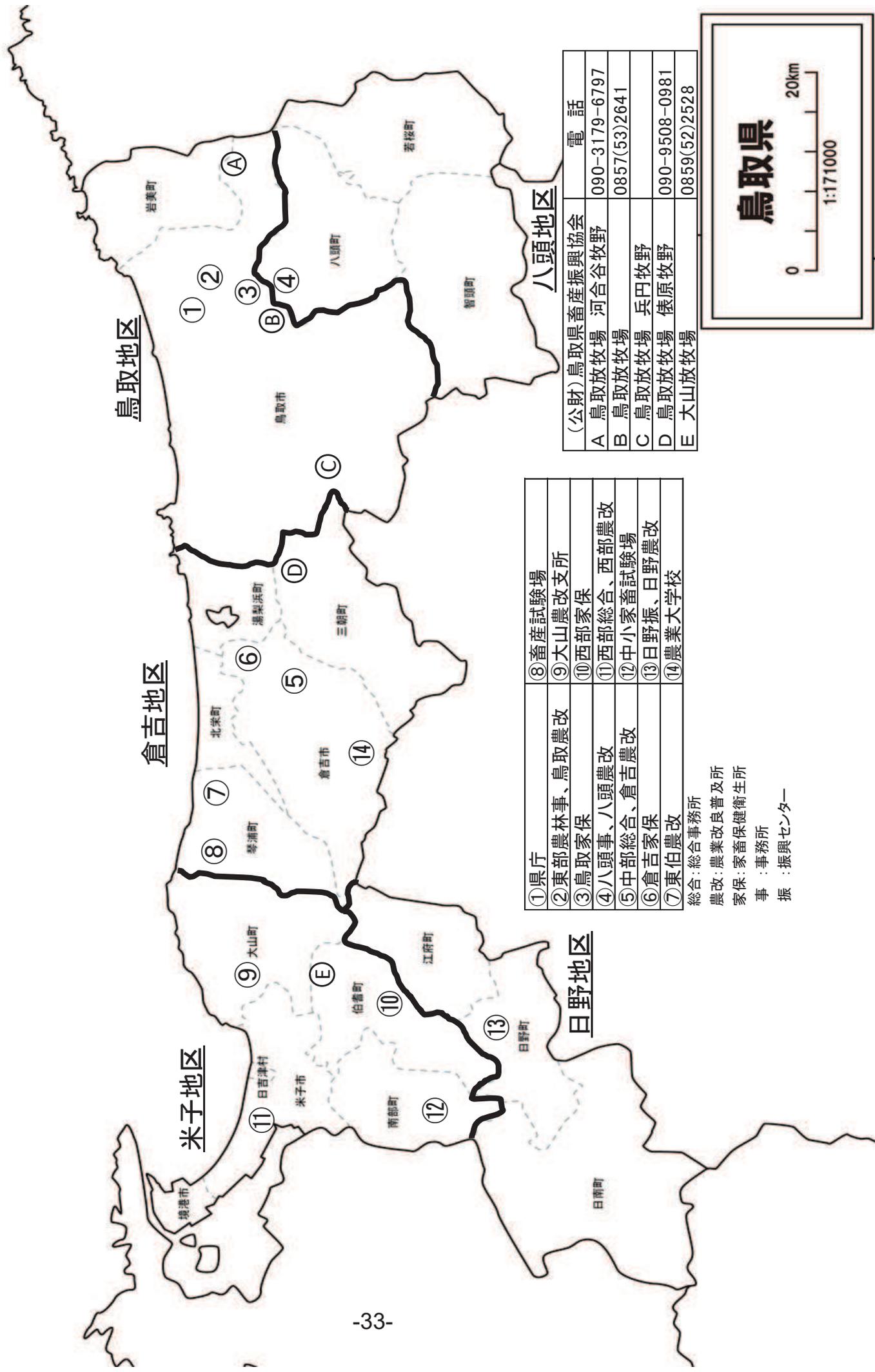
### 1 畜産関係行政機構図



## 2 畜産関係団体一覧

法人の種類	団体名	代表者	事務所(局)の所在地
公益財団法人	鳥取県畜産振興協会	理事長 徳丸 洋一	〒689-1124 鳥取市越路字蓬谷775番地1 TEL(0857)37-4530
公益財団法人	鳥取県農業農村担い手育成機構	理事長 西尾 博之	〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地 鳥取県庁第2庁舎8階 TEL(0857)26-8349
公益社団法人	鳥取県畜産推進機構	会長 栗原 隆政	〒680-0833 鳥取市末広温泉町723 TEL(0857)21-2790
公益社団法人	鳥取県獣医師会	会長 高島 一昭	〒680-0864 鳥取市吉成731-1 TEL(0857)53-4300
一般社団法人	鳥取県配合飼料価格安定基金協会	理事長 島原 道範	〒689-1121 鳥取市南栄町16 TEL(0857)53-6636
特別法人	鳥取県農業共済組合	組合長理事 榎本 武利	〒689-2202 東伯郡北栄町東園271番地 TEL(0858)37-5631
特別法人	大山乳業農業協同組合	代表理事組合長 小前 孝夫	〒689-2393 東伯郡琴浦町保37-1 TEL(0858)52-2211
特別法人	鳥取県畜産農業協同組合	代表理事組合長 木下 智	〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目2番11号 TEL(0857)52-1129

団体の種類	団体名	代表者	事務所(局)の所在地
任意団体	鳥取県牛肉販売協議会	会長 小里 司	〒689-3203 西伯郡大山町小竹1291-1 全農ミートフーズ株式会社内 TEL(0859)54-4799
任意団体	鳥取県養鶏協会	会長 島原 道範	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 TEL(0857)26-7291
任意団体	鳥取県養蜂組合	組合長 井田 好昭	〒689-3553 西伯郡日吉津村日吉津1220 TEL(0859)27-1784
任意団体	鳥取地どり生産者協議会	会長 岡本 大助	〒689-0405 鳥取市鹿野町鹿野499-2 株式会社 鹿野地鶏内 TEL(0857)84-2929
任意団体	鳥取県家畜人工授精師協会	会長 安達 直和	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁畜産振興課内 TEL(0857)26-7829
任意団体	鳥取県家畜改良協会	会長 小里 司	〒689-2542 東伯郡琴浦町湯坂350-1 TEL(0858)55-2941
任意団体	鳥取県牛乳普及協会	会長 小前 孝夫	〒689-2351 東伯郡琴浦町保37-1 TEL(0858)52-2212
任意団体	鳥取県酪農ヘルパー事業組合	組合長 小前 孝夫	〒689-2351 東伯郡琴浦町保37-1 TEL(0858)52-2221
任意団体	鳥取県食肉消費対策協議会	会長 酒井 昭徳	〒683-0054 米子市内町61-2 TEL(0859)21-8905
任意団体	鳥取県和牛生産者連絡協議会	会長 前田 皓	〒680-0833 鳥取市末広温泉町723 公益社団法人鳥取県畜産推進機構内 TEL(0857)22-4953
任意団体	鳥取県削蹄師会	会長 西尾 悟	〒682-0922 倉吉市福守町541-2
任意団体	全日本ホルスタイン共進会対策委員会	委員長 小前 孝夫	〒689-2351 東伯郡琴浦町保37-1 TEL(0858)52-2221
任意団体	第13回全国和牛能力共進会鳥取県推進委員会	会長 栗原 隆政	〒680-0833 鳥取市末広温泉町723 公益社団法人鳥取県畜産推進機構内 TEL(0857)22-4953
任意団体	鳥取県産ブランド豚振興会	会長 吉田 篤史	〒680-0833 鳥取市末広温泉町723 公益社団法人鳥取県畜産推進機構内 TEL(0857)21-2774
任意団体	鳥取県養豚生産者協議会	会長 生田 孝信	〒680-0833 鳥取市末広温泉町723 公益社団法人鳥取県畜産推進機構内 TEL(0857)21-2756
株式会社	鳥取県食肉センター	代表取締役社長 柳田 英貴	〒689-3203 西伯郡大山町小竹1291-1 TEL(0859)54-3781~3784



鳥取地区

倉吉地区

米子地区

八頭地区

(公財)鳥取県畜産振興協会	電話
A 鳥取放牧場 河谷牧野	090-3179-6797
B 鳥取放牧場	0857(53)2641
C 鳥取放牧場 兵田牧野	
D 鳥取放牧場 俵原牧野	090-9508-0981
E 大山放牧場	0859(52)2528

① 県庁	⑧ 畜産試験場
② 東部農林事、鳥取農改	⑨ 大山農改支所
③ 鳥取家保	⑩ 西部家保
④ 八頭事、八頭農改	⑪ 西部総合、西部農改
⑤ 中部総合、倉吉農改	⑫ 中小家畜試験場
⑥ 倉吉家保	⑬ 日野振、日野農改
⑦ 東伯農改	⑭ 農業大学校

総合：総合事務所  
 農改：農業改良普及所  
 家保：家畜保健衛生所  
 事：事務所  
 振：振興センター

**鳥取県**

0 ——— 20km

1:171000

# 参 考 資 料

## 1 農業概要

### (1) 土地及び耕地

区分	総土地面積	耕地面積	耕地率(※)
全 国	37,798,029 ha	4,272,000 ha	11.3 %
鳥 取 県	350,704 ha	32,300 ha	9.2 %

資料 1. 総土地面積は、国土交通省国土地理院「令和7年全国都道府県市町村別面積調」  
(令和7年7月1日時点)

2. 耕地面積は、農林水産省統計部「令和6年耕地及び作付面積統計」

※ 耕地率とは、総土地面積のうち、耕地面積(田畑計)が占める割合(%)である。

### (2) 農業の現況

区分	年次	鳥取県	中国	全国	中国に 占める 鳥取県の 割合	全国に 占める 鳥取県の 割合
農業戸数	R2	13,911 戸	91,943 戸	1,027,892 戸	15.1	1.4
専業農家数	R2	4,329 戸	26,483 戸	425,912 戸	16.3	1.0
農業就業人口	R2	19,613 人	120,872 人	1,635,748 人	16.2	1.2
耕地面積	R6	32,300 ha	222,900 ha	4,272,000 ha	14.5	0.8
耕地率	R6	9.2% %	7.0% %	11.3% %	—	—

資料：農林水産省統計部「2020年農林業センサス」「令和6年耕地及び作付面積統計」

### (3) 農業産出額と生産農業所得(令和5年)

区分	鳥取県	対前年比	中国	全国	鳥取県の割合(%)*		
					中国	全国	
農業 産出額	米	億円 %	億円	億円			
		127	105.0	1,036	15,279	12.3	0.8
	野菜	210	100.5	1,055	23,243	19.9	0.9
	果実	73	110.6	637	9,590	11.5	0.8
	畜産	315	103.6	2,393	37,685	13.2	0.8
	その他	41	91.1	230	9,746	17.8	0.4
	合計	766	102.8	5,351	95,543	14.3	0.8
	米の割合	%	—	%	%	—	—
		16.6	—	19.4	16.0	—	—
	野菜の割合	27.4	—	19.7	24.3	—	—
果実の割合	9.5	—	11.9	10.0	—	—	
畜産の割合	41.1	—	44.7	39.4	—	—	

注：\*印は、中国及び全国に対する鳥取県の比率

資料：農林水産省統計部「令和5年生産農業所得統計(都道府県別推計統計表)」

(4) 家畜飼養頭羽数及び畜産物生産量

区分	鳥取県	中国	鳥取県		全国	割合		
			の順位	割合 (%)				
飼養頭羽数 R5	乳用牛(頭)	8,370	45,700	4	18.3	1,313,000	0.6	
	肉用牛(頭)	21,400	131,600	4	16.3	2,672,000	0.8	
	豚(頭)	61,800	326,300	2	18.9	8,798,000	0.7	
	採卵鶏(千羽)	242	22,127	5	1.1	170,776	0.1	
生産量 R6	生乳(トン)	60,420	309,164	3	19.5	7,357,451	0.8	
	肉牛(頭)	5,118	38,398	3	13.3	1,115,150	0.5	
		和牛	1,836	13,103	4	14.0	542,515	0.3
		乳牛	2,644	13,555	3	19.5	306,221	0.9
		その他	638	11,740	-	-	266,414	-
	肉豚(頭)	72,324	283,822	2	25.5	16,259,395	0.4	
	鶏卵(トン)	3,256	304,280	5	1.1	2,480,663	0.1	
	ブロイラー(千羽)	17,945	48,269	1	37.2	731,929	2.5	

注：飼養頭羽数については、令和6年2月1日現在のもの。

資料：農林水産省統計部「令和6年畜産統計」「令和6年牛乳乳製品統計」  
「令和6年畜産物流通統計（と畜場統計調査）（鶏卵流通統計調査）」

(5) 市町村別飼養頭羽数（令和6年2月1日現在）

区分	酪農		肉用牛		豚		養鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数
県合計	102	9,738	265	21,228	14	64,549	78	3,747,252
鳥取市	8	1,810	23	2,233	1	x	3	119,818
岩美町	1	x	2	x			1	x
八頭町	5	209	14	1,380			1	x
若桜町			3	210	2	x		
智頭町			9	274			2	x
倉吉市	9	707	40	1,778	1	x	1	x
湯梨浜町							3	133,300
三朝町	2	x	6	2,255				
北栄町	5	539	14	2,165	2	x	2	x
琴浦町	34	3,234	53	6,334	5	7,726	32	1,720,256
米子市	1	x	6	260			7	518,350
境港市							1	x
大山町	26	2,142	37	1,556	2	x	19	532,784
日吉津村			1	x				
伯耆町	4	372	24	1,036			1	x
南部町	2	x	8	278	1	x		
江府町	2	x	5	30				
日野町	1	x	9	49				
日南町	2	x	11	289			5	337,455

注：戸数が3戸未満の市町村における飼養頭羽数については秘密保持のため「x」表示とした。

資料：県畜産振興課調べ

2 県内農業産出額及び類別構成

(単位：千万円)

区分	合計	耕					種			養蚕	小計	畜					産		加工農産物	
		小計	米	野菜	果実	工業農作物	その他	肉用牛	乳用牛			豚	鶏	その他	肉用牛	乳用牛	豚	鶏		その他
S55	9,658	6,321	2,280	1,627	1,389	548	477	21	3,314	441	628	852	1,383	10	1					
H 2	10,754	7,788	2,461	2,187	1,997	333	810	3	2,963	531	722	586	1,114	10	1					
H12	7,751	5,731	2,040	1,740	1,182	235	534	-	2,017	235	626	413	737	6	4					
H29	7,650	4,890	1,460	2,280	740	30	380	-	2,750	480	710	540	1,020	0	0					
H30	7,430	4,660	1,450	2,110	700	20	380	-	2,770	510	780	470	1,010	0	0					
H31/R1	7,610	4,750	1,510	2,130	690	30	390	-	2,860	540	790	450	1,060	0	0					
R2	7,640	4,740	1,500	2,140	640	20	440	-	2,900	540	810	460	1,080	10	0					
R3	7,270	4,380	1,230	2,050	650	20	430	-	2,890	600	790	450	1,040	10	0					
R4	7,450	4,410	1,210	2,090	660	10	440	-	3,040	650	770	460	1,150	10	0					
R5	7,660	4,510	1,270	2,100	730	10	400	-	3,150	720	810	450	1,160	0	0					
S55	100	65.4	23.6	16.8	14.4	5.7	4.9	0.2	34.3	4.6	6.5	8.8	14.3	0.1	0.0					
H 2	100	72.4	22.9	20.3	18.6	3.1	7.5	0.0	27.6	4.9	6.7	5.4	10.4	0.1	0.0					
H12	100	73.9	26.3	22.4	15.2	3.0	6.9	-	26.0	3.0	8.1	5.3	9.5	0.1	0.1					
H29	100	62.7	19.5	28.4	9.4	0.3	5.1	-	37.3	6.9	10.5	6.3	13.6	0.0	0.0					
H30	100	62.7	19.5	28.4	9.4	0.3	5.1	-	37.3	6.9	10.5	6.3	13.6	0.0	0.0					
H31/R1	100	62.4	19.8	28.0	9.1	0.4	5.1	-	37.6	7.1	10.4	5.9	13.9	0.0	0.0					
R2	100	62.2	19.8	27.9	9.0	0.4	5.1	-	37.4	7.1	10.3	5.9	13.9	0.0	0.0					
R3	100	60.2	16.9	28.2	8.9	0.3	5.9	-	39.8	8.3	10.9	6.2	14.3	0.1	0.0					
R4	100	59.2	16.2	28.1	8.9	0.1	5.9	-	40.8	8.7	10.3	6.2	15.4	0.1	0.0					
R5	100	58.9	16.6	27.4	9.5	0.1	5.2	-	41.1	9.4	10.6	5.9	15.1	0.0	0.0					

注：数値については、集計事に四捨五入等の処理がされていることから、合計と内訳の計が一致しないことがあります。

資料：農林水産省統計部「令和5年生産農業所得統計」

### 3 家畜飼養農家数及び飼養頭羽数の推移

#### (1) 肉用牛

年次	飼養戸数	飼養頭数								1戸当たりの頭数	指数 55年 (100)
		総頭数	めす	2才	2才	おす	2才	2才	乳用種		
				未満	以上		未満	以上			
S55	6,450	26,750	14,550	4,860	9,690	4,000	3,865	135	8,200	4.1	100
H2	3,030	27,500	10,100	3,350	6,750	5,600	5,080	520	11,800	9.1	103
H12	960	25,100	7,870	—	—	4,830	—	—	12,400	26.1	94
H30	320	18,300	8,160	3,890	4,270	2,810	2,420	390	7,350	57.2	68
H31/R1	295	18,700	8,500	4,210	4,290	3,180	2,780	400	7,070	63.4	70
R2	274	19,900	8,930	4,270	4,660	3,370	2,830	540	7,560	72.6	74
R3	265	20,700	9,260	4,370	4,890	3,400	2,910	490	8,030	78.1	77
R4	257	21,000	9,150	3,930	5,220	3,770	3,190	590	8,130	81.7	79
R5	241	21,700	9,250	4,050	5,200	4,330	3,540	790	8,090	90.0	81
R6	227	21,400	9,480	4,500	4,990	3,900	3,290	610	7,980	94.3	80

資料：農林水産省統計部「令和6年畜産統計」

#### (2) 乳用牛

年次	飼養戸数	飼養頭数							1戸当たりの頭数	指数 55年 (100)	2才以上構成比		
		総頭数	2才以上(めす)					2才 未満 (めす)			搾乳牛	乾乳牛	未經産牛
			計	経産牛			未經産牛						
				小計	搾乳牛	乾乳牛							
S55	1,270	13,450	—	—	—	—	—	—	10.6	100	—	—	—
H2	620	13,400	—	8,760	7,390	1,370	—	4,640	21.6	100	—	—	—
H12	330	10,900	8,150	7,600	6,550	1,050	550	2,750	33.0	81	80.4	12.9	6.7
H30	132	7,890	5,790	5,450	4,840	610	340	2,100	59.8	59	83.6	10.5	5.9
H31/R1	128	8,540	6,130	5,800	5,090	710	340	2,410	66.7	63	83.0	11.6	5.5
R2	115	8,950	6,570	6,190	5,340	850	380	2,380	77.8	67	81.3	12.9	5.8
R3	112	8,800	6,650	6,330	5,470	860	310	2,160	78.6	65	82.3	12.9	4.7
R4	109	8,980	6,750	6,370	5,480	890	380	2,230	82.4	67	81.2	13.2	5.6
R5	104	8,360	6,480	6,160	5,330	830	320	1,880	80.4	62	82.3	12.8	4.9
R6	96	8,370	6,540	6,230	5,340	880	310	1,840	87.2	62	81.7	13.5	4.7

資料：農林水産省統計部「令和6年畜産統計」

## (3) 豚

年次	飼養戸数	子取用す養数	飼養頭数					1戸当たりの頭数	指数 55年 (100)
			総頭数	子取用めす豚	種おす豚	肥育豚	その他		
S55	1,610	—	110,000	—	—	—	—	68	100
H2	330	310	120,500	12,800	—	—	—	365	110
H12	80	80	74,400	7,650	500	60,400	5,890	930	68
H30	26	23	70,500	6,060	100	63,300	1,110	2,712	64
H31/R1	21	20	66,500	5,800	100	59,900	740	3,167	60
R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R3	18	17	63,500	5,280	90	56,900	1,290	3,528	58
R4	16	15	59,500	4,760	90	54,200	390	3,719	54
R5	15	12	61,500	5,260	130	49,900	6,170	4,100	56
R6	14	13	61,800	5,570	90	49,900	6,230	4,414	56

資料：農林水産省統計部「令和6年畜産統計」

## (4) 鶏

年次	飼養戸数	採卵鶏					1戸当たりの成鶏めす羽数(羽)	ブロイラー		
		飼養羽数(千羽)			種鶏 (その他)	飼養戸数		飼養羽数 (千羽)	1戸当たりの羽数 (千羽)	
		採卵鶏	種鶏	種鶏						
S55	1,850	—	—	953	—	515	111	3,000	27.0	
H2	470	993	168	825	153	1,755	68	2,862	42.1	
H12	40	737	139	598	111	14,950	42	2,470	58.8	
H30	12	548	70	478	—	39,833	56	3,181	56.8	
H31/R1	11	575	89	486	—	44,182	53	3,269	61.7	
R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
R3	11	445	15	430	—	39,091	59	3,288	55.7	
R4	8	261	7	254	—	31,750	61	3,111	51.0	
R5	7	150	13	137	—	19,571	60	3,223	53.7	
R6	8	242	12	230	—	28,750	61	3,151	51.7	

注：豚、鶏については、R2は『農業センサス』実施年のため畜産統計調査データなし。

資料：農林水産省統計部「令和6年畜産統計」、畜産振興課調べ

#### 4 家畜のせり市場動向

##### (1) 和牛子牛せり市場成績及び県外移出状況

区分	性別	入場頭数(頭)	売買頭数(頭)	売買金額(千円)	売買1頭あたりの金額(円)			県外移出頭数(頭)		保留率(%)
					最高	最低	平均	総数	主要移出先別頭数	
H29	♀	952	860	747,721	3,376,080	216,000	869,442	514	兵庫230 北海道64	46.0
	♂	4	4	5,054	1,296,000	1,188,000	1,263,600	0	岐阜141 佐賀54	100.0
	去勢	1,121	1,108	886,328	1,409,400	216,000	799,934	731	滋賀98	34.8
	計	2,077	1,972	1,639,103	-	-	831,187	1,245	福岡96	40.0
H30	♀	1,138	1,048	960,299	5,618,160	54,000	916,316	657	兵庫220 青森61	42.3
	♂	7	7	7,574	1,296,000	619,920	1,082,005	2	岐阜111 佐賀60	71.4
	去勢	1,183	1,168	969,229	1,441,800	97,200	829,819	682	熊本69 福岡60	42.3
	計	2,328	2,223	1,937,102	-	-	871,390	1,341	群馬64	42.4
H31/R1	♀	1,150	1,051	1,004,733	5,406,480	73,700	955,978	615	兵庫295 福岡79	46.5
	♂	7	7	8,389	1,296,000	676,080	1,198,440	1	佐賀125 青森71	100.0
	去勢	1,262	1,242	1,017,633	1,343,100	103,400	819,350	932	北海道114 宮崎59	30.9
	計	2,419	2,300	2,030,755	-	-	867,536	1,548	岐阜95	38.5
R2	♀	1,253	1,139	1,013,480	8,554,700	59,400	889,798	744	兵庫285 佐賀109	40.6
	♂	7	7	6,279	1,320,000	638,000	896,971	1	熊本145 福岡79	85.7
	去勢	1,358	1,336	979,794	1,439,900	58,300	733,378	966	岐阜134 香川30	28.9
	計	2,618	2,482	1,999,553	-	-	805,621	1,711	宮崎133	34.6
R3	♀	1,421	1,310	1,149,579	8,483,200	128,700	877,541	873	兵庫356 福岡60	40.6
	♂	4	4	5,203	1,353,000	1,210,000	1,300,750	0	宮崎172 岩手47	85.7
	去勢	1,380	1,357	1,068,253	1,384,900	139,700	787,216	1,017	岐阜137 佐賀45	28.9
	計	2,805	2,671	2,223,035	-	-	832,286	1,890	香川63	34.6
R4	♀	1,571	1,408	1,017,709	8,917,700	118,800	722,804	952	兵庫469 岐阜107	32.4
	♂	7	7	7,759	1,320,000	746,900	1,108,328	4	佐賀237 宮崎89	42.9
	去勢	1,625	1,575	1,114,612	1,401,400	71,500	707,690	1,244	香川173 北海道76	21.0
	計	3,203	2,990	2,140,080	-	-	832,286	2,200	福岡161	26.4
R5	♀	1,330	1,228	701,193	5,132,600	78,100	571,004	768	兵庫630 宮崎71	37.5
	♂	11	11	4,543	1,320,000	242,000	413,000	0	佐賀143 徳島67	100.0
	去勢	1,409	1,354	854,735	1,369,500	104,500	631,266	983	福岡124 滋賀63	27.4
	計	2,750	2,593	1,560,471	-	-	601,801	1,751	山口84	32.5
R6	♀	1,278	1,207	595,308	2,091,100	110,000	493,212	789	兵庫559 鹿児島88	34.6
	♂	3	3	3,200	1,210,000	944,900	1,066,633	1	佐賀261 山口55	66.7
	去勢	1,517	1,466	833,394	1,296,900	103,400	568,481	1,224	滋賀148 徳島39	16.5
	計	2,798	2,676	1,431,902	-	-	535,090	2,014	福岡146	24.7

## (2) 乳子牛せり市場成績及び県外移出状況

区分	性別	入場頭数(頭)	売買頭数(頭)	売買金額(千円)	売買1頭あたりの金額(円)			県外移出頭数(頭)		保留率(%)
					最高	最低	平均	総数	主要移出先別頭数	
H29	乳♀	5	5	764	171,720	143,640	152,712	1	兵庫44 島根5	80
	乳♂	135	135	25,550	270,000	37,800	189,264	67	岡山35	50
	F1♀	59	59	20,786	462,240	209,520	352,312	21	香川26	64
	F1♂	64	64	25,617	522,720	252,720	400,275	47	徳島14	27
H30	乳♀	7	7	1,197	209,520	152,280	170,948	0	岡山92	100
	乳♂	132	132	32,349	342,360	11,880	245,070	107	香川24	19
	F1♀	38	38	12,235	428,760	128,520	321,982	20	徳島16	47
	F1♂	25	25	9,367	510,840	132,840	374,674	20	兵庫15	20
H31/R1	乳♀	7	7	780	209,520	57,240	111,500	0	岡山83 徳島2	100
	乳♂	128	128	27,656	326,160	11,000	216,063	86	兵庫9	33
	F1♀	11	11	4,093	426,600	263,520	372,060	10	香川6	9
	F1♂	8	8	3,465	590,760	347,760	433,100	7	大分3	13
R2	乳♀	2	2	129	83,600	45,100	64,350	0	岡山48	100
	乳♂	69	69	15,172	311,300	46,200	219,879	55	兵庫16	20
	F1♀	6	6	218	471,900	225,500	36,330	6	徳島3	0
	F1♂	7	7	2,974	523,600	325,600	424,844	7		0
R3	乳♀	4	4	411	177,100	71,500	102,850	1	兵庫58	25
	乳♂	44	44	9,466	323,400	27,500	215,150	30	岡山22	68
	F1♀	39	39	10,930	405,900	134,200	280,274	25	徳島4	64
	F1♂	30	30	9,000	398,200	234,300	300,023	29	岩手1	97
R4	乳♀	0	0	0	0	0	0	0	兵庫61	0
	乳♂	17	17	2,456	242,000	103,400	144,423	6	徳島6	65
	F1♀	41	41	9,950	353,100	115,500	242,671	28	岩手2	32
	F1♂	39	39	11,997	419,100	166,100	307,605	35		10
R5	乳♀	2	2	142	72,600	69,300	70,950	0	兵庫61	100
	乳♂	15	15	1,400	116,600	46,200	93,353	5	徳島5	67
	F1♀	24	24	6,978	399,300	190,300	290,767	20	岡山5	17
	F1♂	47	47	14,934	427,900	23,100	317,748	46		2
R6	乳♀	2	2	121	62,700	58,300	60,500	0	兵庫52	100
	乳♂	11	11	993	135,300	60,500	90,300	0	徳島2	100
	F1♀	30	30	8,719	400,400	29,700	290,650	24	香川1	20
	F1♂	35	35	12,371	488,400	304,700	353,445	31		11

注：売買金額は消費税を含む。

## 5 畜産物の流通動向

### (1) 肉畜の生産出荷状況

#### ①肉牛

(単位:頭)

年次	和牛			乳牛			合計	県内処理	大阪出荷
	雌	去勢	計	雌	去勢	計			
S55	1,639	1,250	2,889	2,973	4,616	7,589	10,478	3,700	4,100
H2	933	2,626	3,559	2,639	7,469	10,108	13,667	10,676	2,202
H30	937	900	1,837	946	2,404	3,350	5,187	—	670
H31・R1	925	973	1,898	918	2,265	3,183	5,081	—	573
R2	899	998	1,897	944	2,222	3,166	5,063	—	536
R3	806	863	1,669	873	2,108	2,981	4,650	—	803
R4	528	1,271	1,799	861	2,047	2,908	4,707	—	853
R5	708	1,123	1,831	816	1,826	2,642	4,473	—	694

資料：農林水産省「畜産物流通統計（と畜場統計調査）」、大阪市「中央卸売市場南港市場年報」（大阪出荷のH23以降）

#### ②肉豚

(単位:頭)

年次	肉豚生産	県内処理	生体出荷				
			計	大阪	兵庫	愛知	その他
S55	163,125	97,492	65,633	16,100	19,400	15,000	15,133
H2	184,228	106,692	77,536	30,913	31,838	3,334	11,451
H30	81,676	—	—	662	—	—	—
H31・R1	80,867	—	—	179	—	—	—
R2	77,802	—	—	1,596	—	—	—
R3	77,684	—	—	2,096	—	—	—
R4	76,236	—	—	3,629	—	—	—
R5	72,324	—	—	1,104	—	—	—

資料：農林水産省「畜産物流通統計（と畜場統計調査）」、大阪市「中央卸売市場南港市場年報」（生体出荷のH23以降）

#### ③ブロイラー

年次	成鳥(千羽)			県内処理状況(t)	
	生産羽数	移出量	移入量	と体・中ぬき	解体加工品
S55	15,489	1,673	817	17,494	8,384
H2	13,032	557	747	11,413	12,712
H30	—	—	—	—	—
H31・R1	—	—	—	—	—
R2	—	—	—	—	—
R3	—	—	—	—	—
R4	—	—	—	—	—
R5	—	—	—	—	—

注：平成27年統計調査において調査方法の見直しがあり、各県ごとの生産量を算出しないため、「—」とした。

資料：農林水産省統計部「畜産物流通統計（食鳥流通統計調査）」

## (2) 食肉の卸売価格の推移

(円/Kg)

	月 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
		和牛去勢 (A4)	H31・R1	2,529	2,469	2,475	2,484	2,467	2,391	2,394	2,370	2,362	2,341	
	R2	2,318	2,197	1,929	1,745	1,858	1,794	1,916	1,981	2,044	2,371	2,438	2,580	2,098
	R3	2,502	2,416	2,573	2,568	2,439	2,341	2,179	2,372	2,277	2,381	2,417	2,598	2,422
	R4	2,387	2,270	2,387	2,414	2,352	2,404	2,300	2,206	2,277	2,306	2,354	2,325	2,332
	R5	2,328	2,183	2,199	2,255	2,293	2,122	2,042	2,106	2,096	1,981	2,112	2,204	2,160
	R6	2,202	2,083	2,141	2,065	1,999	1,888	1,966	2,002	1,985	2,058	2,184	2,360	2,078
交雑種去勢 (B3)	H31・R1	1,702	1,686	1,683	1,695	1,688	1,672	1,699	1,727	1,680	1,650	1,713	1,669	1,689
	R2	1,696	1,605	1,444	1,287	1,312	1,267	1,310	1,469	1,429	1,507	1,579	1,738	1,470
	R3	1,616	1,523	1,603	1,710	1,699	1,626	1,600	1,580	1,489	1,467	1,493	1,548	1,580
	R4	1,456	1,408	1,476	1,621	1,502	1,507	1,501	1,450	1,477	1,467	1,493	1,522	1,490
	R5	1,451	1,374	1,425	1,434	1,441	1,399	1,412	1,420	1,436	1,434	1,511	1,652	1,449
	R6	1,521	1,488	1,599	1,639	1,550	1,488	1,539	1,625	1,602	1,512	1,600	1,668	1,569
豚 (上)	H31・R1	434	470	480	507	536	579	551	554	564	486	508	482	513
	R2	488	435	525	598	571	582	633	629	629	548	485	530	554
	R3	563	513	513	536	523	584	619	552	543	498	474	532	538
	R4	479	496	488	512	578	546	648	597	587	576	525	547	548
	R5	524	569	567	610	602	673	747	729	700	626	543	536	619
	R6	486	490	584	584	707	811	800	795	738	582	584	536	641
ブロイラー (もも中値)	H31・R1	648	650	628	601	583	561	543	535	544	556	570	606	585
	R2	621	596	575	582	609	610	597	597	610	632	655	688	614
	R3	711	700	691	677	657	630	599	581	581	603	619	641	641
	R4	649	645	629	622	624	624	637	649	667	698	729	772	662
	R5	805	800	798	790	774	744	707	673	644	650	674	692	729
	R6	701	682	660	639	630	618	613	613	627	654	692	731	655

注：ブロイラー卸売価格については、東京中央卸売市場の価格（日経新聞東京加重値の平均価格）

資料：肉牛、豚は大阪市「中央卸売市場南港市場月報」、ブロイラーは全国食鳥新聞社荷受相場表

(3) 生乳の需給状況及び価格の動向

①生乳生産及び需給状況

区分	生産量	生乳流通量		県内生乳処理量		
		移出量	移入量		乳用等仕向	乳製品等仕向
	t	t	t	t	t	t
S55	44,896	9,244	1,660	37,312	30,832	4,596
H2	56,611	3,980	1,998	54,629	45,718	8,059
H12	62,100	3,079	2,798	61,819	46,451	14,678
H29	56,105	-	×	×	×	×
H30	57,121	-	×	×	×	×
H31/R1	59,245	-	×	×	×	×
R2	61,130	-	×	×	×	×
R3	60,706	-	×	×	×	×
R4	60,526	-	×	×	×	×
R5	59,277	-	×	×	×	×
R6	60,420	-	×	×	×	×

注：平成15年以降は、県内一工場のため、「×」表示とした。

平成28年以降移出量は0であるが出典資料の表記に従い「-」表示とした。

資料：農林水産省統計部「牛乳乳製品統計」

②生乳価格の動向

年	3月	6月	9月	12月
	円/kg	円/kg	円/kg	円/kg
H28	99.2	101.3	103.1	100.0
H29	99.4	102.8	105.1	102.3
H30	101.1	103.4	105.5	102.4
H31/R1	101.7	105.4	106.9	105.5
R2	103.2	105.7	107.6	104.8
R3	103.6	105.0	106.7	103.7
R4	102.4	104.3	104.6	107.4
R5	106.7	113.6	120.2	120.6
R6	118.8	122.8	124.4	122.2

注：消費税込みの価格である。

資料：農林水産省統計部「農業物価統計」

(4) 鶏卵の生産流通及び価格の動向

①鶏卵の生産及び流通の動向

(単位 : t)

年次	生産量	出荷量	移出量		移入量	県内処理量
				うち兵庫		
S55	17,361	16,145	9,367	9,271	2,337	9,115
H2	14,737	13,656	1,553	1,276	1,610	13,713
H11	11,487	10,691	3,257	2,001	4,396	11,830
H28	10,895	—	—	—	—	—
H29	9,856	—	—	—	—	—
H30	9,569	—	—	—	—	—
H31/R1	11,647	—	—	—	—	—
R2	10,574	—	—	—	—	—
R3	5,743	—	—	—	—	—
R4	4,771	—	—	—	—	—
R5	3,445	—	—	—	—	—
R6	3,256	—	—	—	—	—

注：移出量の「うち兵庫」について、平成2年以前は「うち大阪」の数値である。

H27年統計調査から調査方法が変わり、生産量のみ公表となっているため、その他の記載を「—」とした。

資料：農林水産省統計部「畜産物流通統計（鶏卵流通統計調査）」

②鶏卵価格の動向

(単位 : 円/kg)

年次	卸売価格(大阪、M規格)			
	4月	8月	12月	平均
S55	299	296	367	301
H2	188	239	295	227
H11	189	175	236	—
H29	220	181	234	206
H30	180	195	198	189
H31/R1	166	152	222	170
R2	205	145	192	172
R3	245	210	210	217
R4	216	204	294	216
R5	340	286	250	306
R6	220	228	290	228

注：卸売価格については全農扱い中値

資料：JA全農たまご株式会社相場情報